

第2回鏡石町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (12月7日)

○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会の宣告	5
○議会運営委員長報告	5
○招集者あいさつ	5
○開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	6
○町長の説明	12
○議案第17号及び議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
○議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決	24
○議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決	26
○議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決	28
○議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決	29
○議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決	31
○議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決	33
○散会の宣告	34

第 2 号 (12月8日)

○議事日程	35
○本日の会議に付した事件	35

○出席議員	3 5
○欠席議員	3 5
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3 5
○事務局職員出席者	3 5
○開議の宣告	3 6
○一般質問	3 6
古川文雄君	3 6
小林政次君	4 9
木原秀男君	5 5
円谷寛君	7 8
○休会について	8 8
○散会の宣告	8 9

第 3 号 (12月12日)

○議事日程	9 1
○本日の会議に付した事件	9 1
○出席議員	9 1
○欠席議員	9 1
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	9 1
○事務局職員出席者	9 2
○開議の宣告	9 3
○日程の追加	9 3
○議案第 2 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 3
○議案第 2 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 0
○議案第 2 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 1
○議案第 2 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 2
○常任委員会閉会中の所管事務(合同)調査の申出について	1 0 3
○議会運営委員会閉会中の所管事務調査の申出について	1 0 4
○議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について	1 0 4
○議案第 2 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 4
○閉議の宣告	1 0 5
○町長あいさつ	1 0 6
○閉会の宣告	1 0 6

○署名議員	1 0 7
-------	-------

鏡石町告示第48号

第2回鏡石町議会定例会を次のとおり招集する。

平成23年12月2日

鏡石町長 遠藤 栄 作

1 期 日 平成23年12月7日

2 場 所 鏡石町役場議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	円谷	寛君	2番	古川	文雄君
3番	菊地	洋君	4番	長田	守弘君
5番	小林	政次君	6番	畑	幸一君
7番	井土川	好高君	8番	大河原	正雄君
9番	今泉	文克君	10番	仲沼	義春君
11番	木原	秀男君	12番	渡辺	定己君

不応招議員（なし）

平成23年第2回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成23年12月7日(水)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 町長の説明
日程第 5 議案第17号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 6 議案第18号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する
条例の制定について
日程第 7 議案第19号 鏡石町育英資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 8 議案第20号 須賀川地方保健環境組合事務の事務委託について
日程第 9 議案第21号 公の施設の指定管理者の指定について
日程第10 議案第22号 公共下水道災害復旧工事(久来石・上町小分区)請負契約の締結
について
日程第11 議案第23号 公共下水道災害復旧工事(不時沼・鏡沼・高久田・大池小分区)
その1請負契約の締結について
日程第12 議案第24号 公共下水道災害復旧工事(旭・緑小分区)請負契約の締結につい
て

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	円谷	寛	君	2番	古川	文雄	君
3番	菊地	洋	君	4番	長田	守弘	君
5番	小林	政次	君	6番	畑	幸一	君
7番	井土川	好高	君	8番	大河原	正雄	君
9番	今泉	文克	君	10番	仲沼	義春	君
11番	木原	秀男	君	12番	渡辺	定己	君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	助川浩一君
総務課長	今泉保行君	税務町民課長	関根学君
健康福祉課長	高原芳昭君	産業課長	柳沼英夫君
都市建設課長	小貫忠男君	上下水道課長	圓谷信行君
教育長	高原孝一郎君	教育課長	木賊正男君
会計管理者 兼出納室長	八巻司君	農業委員会 事務局長	飛沢栄四郎君
教育委員会 委員長	吉田栄新君	選挙管理 委員会委員長	西牧英二君
農業委員 会代理者	滝田正臣君	監査委員	根本次男君

事務局職員出席者

議会事務局 局長	吉田賢司	副主幹	相楽信子
-------------	------	-----	------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 議長（渡辺定己君） おはようございます。
ただいまから第2回鏡石町議会定例会を開会いたします。
-

◎議会運営委員長報告

- 議長（渡辺定己君） 初めに、定例会の運営について、議会運営委員長から報告を求めます。
8番、大河原正雄君。

〔議会運営委員長 大河原正雄君 登壇〕

- 8番（議会運営委員長 大河原正雄君） おはようございます。
第2回鏡石町議会定例会会期予定表（案）が決まっておりますので、発表いたします。平成23年12月7日（水）招集、日次、日、曜、会議内容で進めていきます。
〔以下、「会期予定表」により報告する。〕
-

◎招集者あいさつ

- 議長（渡辺定己君） 本定例会に当たり、町長からあいさつがあります。
町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

- 町長（遠藤栄作君） おはようございます。
第2回鏡石町議会定例会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。
議員の皆様には師走を迎え、公私ともにお忙しいところご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げる次第であります。
今定例会につきましては、条例改正や災害復旧工事請負契約締結などの8議案及び補正予算の4議案を合わせまして12件を提案するものであります。
何とぞよろしくご審議をいただきまして、議決を賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たってのごあいさつといたします。
-

◎開議の宣告

- 議長（渡辺定己君） ただいまの出席議員数は12人です。
定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

○議長（渡辺定己君） 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡辺定己君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、7番、井土川好高君、8番、大河原正雄君、9番、今泉文克君の3名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（渡辺定己君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月12日までの6日間としたいと思います。

これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は6日間と決しました。

◎諸般の報告

○議長（渡辺定己君） 日程第3、諸般の報告を行います。

閉会中の議会庶務報告については、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、例月出納検査及び監査の報告を求めます。

代表監査委員、根本次男君。

〔監査委員 根本次男君 登壇〕

○監査委員（根本次男君） おはようございます。

平成23年9月分、10月分の例月出納検査並びに過日実施いたしました定期監査につきまして、結果を報告申し上げます。

初めに、平成23年9月分の例月出納検査報告を申し上げます。

1、検査の対象、平成23年9月分一般会計、上水道事業会計、国民健康保険特別会計ほか8特別会計、各基金、歳入歳出外現金、以上の現金、預金等の出納保管状況。

2、実施年月日、平成23年10月26日水曜日、午前9時55分から正午まで。

3、実施場所、議会会議室。

4、出席者職氏名、会計管理者兼参事兼出納室長、上下水道課長ほか1名。

5、検査の手続、検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証

書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、平成23年9月末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められませんでした。

次に、平成23年10月分の例月出納検査報告を申し上げます。

1、検査の対象、平成23年10月分、一般会計、上水道事業会計、国民健康保険特別会計ほか8特別会計、各基金、歳入歳出外現金、以上の現金、預金等の出納保管状況。

2、実施年月日、平成23年11月28日月曜日、午前9時58分から正午まで。

3、実施場所、議会会議室。

4、出席者職氏名、会計管理者兼参事兼出納室長、上下水道課長ほか1名。

5、検査の手続、検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、平成23年10月末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められませんでした。

最後に、定期監査報告を申し上げます。

1、検査の対象、平成23年度各課の所管事務執行状況。

2、実施検査年月日、平成23年10月11日火曜日から10月13日木曜日までの3日間。

3、実施場所、議会会議室、このほか抽出事業の現地調査を実施いたしました。

4、監査委員、根本次男、木原秀男。

5、出席者職氏名、詳細につきましてはお手元の報告書に記載のとおりでございます。読み上げは省略させていただきます。

6、監査の手続、平成23年度各課の所管事務について、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適切かつ効率的に行われているかどうかを主眼に置き、監査を実施いたしました。

7、監査の結果、各課ともに異常は認められませんでした。

なお、主な質疑等につきましては、報告書の原本に添付させていただいております。

8、要望事項、東日本大震災に伴う復旧・復興費用が多額となることが確実な状況の中、財源確保のため既に町当局において諸事業の見直しを行い、一部事業の中止等の策を講じられているが、今後予定の事業についても再度徹底した見直しを行うとともに、経費削減等、あらゆる策により当該財源の確保に努め、健全財政の維持を図ってほしい。

以上のとおり報告いたします。

○議長（渡辺定己君） 次に、事務組合等の議会の報告を求めます。

初めに、須賀川地方広域消防組合議会議員、8番、大河原正雄君。

〔須賀川地方広域消防組合議会議員 大河原正雄君 登壇〕

○8番（須賀川地方広域消防組合議会議員 大河原正雄君） 須賀川地方広域消防組合議会の報告をさせていただきます。

議事日程第1号、平成23年10月31日月曜日、午後3時30分から会議が行われました。

第1、議長の選挙、これは発足当時から議長は須賀川から出すという、人口の多いところから出すように決まっております。

副議長の選挙、これは石川町から選出されました。

議席の指定、会期の決定、会議録署名議員の指名。

第6、議案第8号 平成23年度須賀川地方広域消防組合一般会計補正予算（第2号）、第7、報告第2号 平成22年度須賀川地方広域消防組合一般会計歳入歳出決算について、詳しくはお手元に配付されております冊子を参照いただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（渡辺定己君） 次に、須賀川地方保健環境組合議会議員、6番、畑幸一君。

〔須賀川地方保健環境組合議会議員 畑 幸一君 登壇〕

○6番（須賀川地方保健環境組合議会議員 畑 幸一君） おはようございます。

須賀川地方保健環境組合議会は、去る10月31日に須賀川衛生センターにて開催されましたので、ご報告申し上げます。

配付資料の報告をいたします。

須賀川地方保健環境組合報告書。

平成23年10月31日、10時開議。

第1、議長の選挙、10番、加藤和記氏を選任。

第2、副議長の選挙、9番、本田勝善氏を選任。

第3、議席の指定。私は7番に選任されました。

第4、会議の決定。1日限り。

第5、会議録署名議員の指名。1番、川田伍子氏、2番、大倉雅志氏、3番、安藤聡氏の3名です。

第6、議案第3号 監査委員の選任につき同意を求めることについて。

（1）組合議会議員のうちから選任、天栄村議会議員、6番、渡部勉氏を選任。

（2）識見を有する者のうちから選任、岩崎廣實氏を選任。

第7、報告第1号 専決処分の報告について（専決第1号）

第8、報告第2号 平成22年度須賀川地方保健環境組合一般会計歳入歳出決算について。

第9、議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）。

第10、議案第5号 平成23年度須賀川地方保健環境組合一般会計補正予算（第2号）、これにつきましては原案どおり可決承認されました。報告は配付資料のとおりでございます。

以上、須賀川地方保健環境組合議会の報告といたします。終わります。

○議長（渡辺定己君） 次に、公立岩瀬病院企業団議会議員、1番、円谷寛君。

〔公立岩瀬病院企業団議会議員 円谷 寛君 登壇〕

○1番（公立岩瀬病院企業団議会議員 円谷 寛君） 公立岩瀬病院企業団議会の定例会報告をいたします。

企業団議会は平成23年10月27日午前10時から開会をされました。

まず、議長より副議長、菊地栄助氏の辞任届がありましたので、これを受理したという報告がございまして、副議長の選挙を行いました。副議長の選挙は指名推選で私が副議長に選任をされました。

会期の決定は1日限りでございまして、会議録署名議員は省略いたしますが、まず、報告第2号は、平成22年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計継続費計算報告についてでございますが、これはお手元の資料のとおり資本的支出、そのうちの建設改良費ということで6・7病棟の改築事業でございまして、この資料のとおり報告をされました。

報告第3号は、平成22年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計決算についてでございますが、これもお手元の配付の資料のとおり報告をされまして、震災などがありまして企業団収益は減収をされておりまして、赤字ということになっております。

報告第4号は、平成22年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計の資金不足比率についての報告がありまして、これも別紙の資料のとおり報告をされております。

第7は、議案第7号 平成23年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計補正予算（第3号）が、これもお手元の資料のとおり補正予算が提案どおり議決をされております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 次に、行政視察調査の報告を求めます。

11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） ご報告いたします。

鏡石町議会議長、渡辺定己様。鏡石町議会議員、木原秀男。

行政視察調査報告書。

平成22年10月31日月曜日から11月2日まで実施した行政視察調査結果を次のとおり報告いたします。

記。

1、調査の目的。先進的な各般にわたる自治体の行政運営の取り組み状況を視察調査することにより、議会活動と行政運営の向上発展に資すること並びに議員の見識を高めることを目的として実施した。

2、調査した自治体。新潟県小千谷市、2、長野県安曇野市、3、長野県原村。

3、調査項目。1つ、災害復興事業の取り組みと検証について。2、新市建設計画における土地利用計画について、3、健全財政の推進について。

4、参加者。議員11名、事務局長、計12名。

5、調査の内容。新潟県小千谷市、町の概要、面積155.12平方キロメートル。人口3万9,085人。平成23年度一般会計当初予算175億3,000万円。平成16年10月23日、新潟県中越大地震震度7により被災。復旧から復興へ向けて平成17年度に「小千谷市復興計画」を策定。平成23年度8月小千谷市復興計画中期検証を実施。

議会の概要。議員定数16名。法定定数26名。常任委員会、2委員会、総務文教委員会8人、民生産業委員会8人、議会運営委員会7人、定数8人。議会事務局、専任5人、局長、次長、係長、係員2人。

災害復興事業の取り組みと検証について。

災害復旧から災害復興へ向けて「復興計画」を策定。災害復旧とは原形復帰を基本とする災害対応活動、災害復興とは被災前以上の活力を備えるように暮らしと環境を再建していく活動と定義し、復興という一つの目標に向けて市民が団結。震災を新しい町づくりを考える機会とした。平成17年度から平成26年度の10カ年事業で計画を策定。

住民周知の状況と理解度。市民及び職員から出た1,500余の意見・提言を市民ワークショップ2回、職員ワーキング3回で調整。目標は市民が決め、行政はそれを実現するための方法を考えるというスタンスをとり、新たな地域づくりの理解を求めた。

復興の課題と復興計画の目標、方針、施策。計画策定に当たり被災の経験から6つの課題を設定。課題ごとに目標、方針そして施策を計画した。

すなわち、復興課題1、市民生活の復興「生活を再建し、安心して生活できるまちにする」。

復興課題2、産業・経済の復興「豊かな自然の恵みを活かし、経済産業を活性化する」。

復興課題3、安全安心な社会基盤、都市基盤の復旧・復興「災害に強いまちになるよう、社会・都市基盤の整備を行う」。

復興課題4、コミュニティの強化「震災直後の人の輪、助け合いを財産として活かし、支えあい、助け合う地域コミュニティを創造する」。

復興課題5、災害に強い町づくり「あらゆる災害に対応できる、事前・事後、復興までを見据えた、命を守る防災体制を、協働で構築する」。

復興課題6、復興の進め方「財政破たんをしない復興、市民全員の復興、全国に対する誇りを持った復興をする」。

こうした復興を推進するための体制として、自助・共助・公助の組み合わせにより復興を進めることとした。

4、復興計画と財政運営。平成16年度「激甚指定により補助率がかさ上げ」地方債充当可能事業増加。

災害廃棄物処理事業の市負担により財政調整基金が一たんゼロになったが、その後、特別交付税により措置され、実質負担がなくなり、財政調整基金の繰り入れが発生しなかった。

平成17年度は災害復旧事業の予算の根幹とし、一般経費20%減、各種補助金の休止、各種施策推進事業の原則休止または縮減等を実施した。

このような取り組みにより災害での財政悪化は免れ、現在77億の積立金がある。

⑤おぢや震災ミュージアム「そなえ館」。「苦難の中で見つけたものを伝えていくこと」をテーマに震災の教訓を活かし、防災意識を高めるためのテーマ館が整備され、本年10月にオープンした。

⑥復興計画の検証。平成17年度に策定された復興計画の中期検証を市民参加による「復興推進委員会」で実施。6つの復興課題ごとに中期評価が行われた。

まとめます。小千谷市は、震災から復旧と復興を区分し、震災前よりも充実、活性化した町づくりを目的に復興計画を策定した。計画策定期に当たっては、市民による計画づくりに重点が置かれ、その実績検証についても市民による委員会での中間評価が行われた。

それから、安曇野市は市独自の土地利用計画を条例化し、現行の線引き都市計画にかわるものとして制度化しようとするもので、全国でもまれな先進的な取り組みを実施している。これは現行都市計画法により国・県の許認可制度の下に全国均一的な土地利用を図ろうとする中央集権的な制度にかわって、住民本位の地方分権に根差した土地利用を目指すもので、国・県との調整は難航しているものの、市議会の土地利用計画を条例化し、未調整区域を除き本年4月から本条例の下で運用が開始されたことは、まことにすばらしいことで当町においても大いに参考とすべき内容であった。ちなみにNHKの連続ドラマの舞台となったので、今夏の観光客数は20%増加したとのことであった。

それから、原村、高原野菜セルリーの夏場の出荷量全国1位という原村は、自然豊かな環境重視の村づくりを進めており、ケーブルテレビ事業や農業者労働災害共済事業の特別会計等もある。また、第3セクターで運営する事業もあるが、これも黒字であり、財政健全化判断指数が示すとおり健全財政が維持推進されている。その主な要因は大規模施設等の建設が10年以上なく、補助事業等が有効に利用されていること等が掲げられているが、財政担当者が話した「皆がやるべきことを当たり前のようにやる」といった一言も重要な要因であると感じた。

以上、3つの自治体を調査研修したが、それぞれの取り組みは、その自治体が持つさまざまな特異環境の中から生まれた諸推進策であるものの、これからの鏡石の町づくりと議会が果たす役割について大いに参考となるものであり、今回の成果を念頭に置きながら、諸事業及び活動に取り組んでいきたい。

以上、報告終わります。

○議長（渡辺定己君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎町長の説明

○議長（渡辺定己君） 日程第4、町長の説明を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 本日ここに第2回鏡石町議会定例会の開会に当たり、町政運営に対する所信の一端と提出いたしました議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

師走に入り、ことしも残すところ20日余りとなりました。ことしを振り返ってみますと、国内外の出来事を回想する余地もなく、福島では1月の豪雪災害に始まり、3月には未曾有の大災害である東日本大震災、7月には新潟、福島豪雨、9月には台風15号による災害等、相次ぐ災害に見舞われ、また東日本大震災に伴う原子力災害は、今なお風評被害を含めたさまざまな被害を県内全域に及ぼしております。復興、再生、きずななど、苦難の克服という歴史が刻まれた1年でありました。

自然災害に関することでは、50年に1度といわれるタイにおける大洪水の災害において、首都バンコク北隣のタイ最大の工業団地が浸水し、日系企業400以上が操業停止や従業員の避難を余儀なくされ、日本経済にも影響を及ぼしております。浸水から2カ月が経過しようとしていますが、一部の企業で徐々に再開されているものの、多くの企業は今もなお生産のめどが立っていないことで、自動車、デジタル家電、繊維などの分野ではその影響は来年春まで続くと懸念されております。

世界経済状況では、ヨーロッパの信用不安やユーロ危機が大きな問題となっております。財政危機に陥っているギリシャに端を発し、イタリア、そしてスペインでも政権や首相の交代という事態になり、欧州で最も健全と見られていたドイツでも国債の入札不調が起き、欧州初の金融危機拡大の予兆が叫ばれつつあります。

さらにヨーロッパの信用不安で、日本の円への資金流入が加速したことなどで歴史的な円高を記録しました。10月21日のニューヨーク外国為替市場での円相場は一時1ドル75円73銭と急騰し、戦後最高値を2カ月ぶりに更新すると26日のロンドン外国為替市場、さらに

31日のオセアニア市場では一時1ドル75円32銭へと連日最高値を更新しました。歴史的な円高を是正するため政府日銀が31日に円売りドル買い介入を実施、為替介入の規模は7兆5,000億から8兆円に達し、介入額としては過去最大を更新するなど、急激な円高は輸出企業の収益悪化や産業の空洞化を加速させ、日本経済全体を圧迫しております。

経済のグローバル化はタイの洪水災害やヨーロッパの信用不安が日本の1地方都市にも影響を及ぼす事態となり、住民生活の安定を考えると、その動向を注視していく必要があります。人口に関する数値についても注視すべきことがありました。国連人口基金の推計によると、世界の人口は10月31日に70億人に到達したと報じられました。喜ばしい反面、高齢化社会や貧困問題などへの取り組みが地球規模の課題となるといわれております。

次に、総務省が10月26日に発表した2010年国勢調査の確定値によると、日本の総人口は1億2,805万7,352人で、前回2005年からの増加は0.2%で調査開始以来最低を更新しました。総人口のうち外国人を除く日本人の人口は37万1,000人、0.3%減少し、外国人と区別して集計を始めた70年以降初めてマイナスとなりました。年齢別では65歳以上の高齢者が総人口に占める割合は前回の20.2%から23.0%に上昇し、15歳未満は13.2%と前回から0.6ポイント低下し、少子高齢化の加速が裏づけされました。

また、福島県が11月8日に公表した10月1日現在の推計人口について、転出超過が依然として高水準で推移し、1977年、昭和52年6月以来の198万人台に減少しました。3月1日との比較では3万5,406人が減少し、増減率は1.74%マイナスしたことになり、子供と子供を持つ親世代の転出の多さが人口減の要因と見られております。

鏡石町の人口はこれまで微増傾向にありましたが、10月1日現在では1万2,731人、3月1日では1万2,811人であったことから、80人減、増減率はマイナス0.62%でありました。11月になり減少幅は縮小傾向を示しているものの、原発事故の影響が背景にあることは事実であり、地域の再生にはふるさとで安心して子育てできる環境を整えることが重要であることから、今後も除染対策や雇用対策に取り組む必要があると思っております。

一方、国政においては3年目を迎えた民主党政権が9月に菅直人首相から野田佳彦首相となり、記者会見で東日本大震災に対して、福島の再生なくして日本の再生なしと震災復興を新政権の最大の課題として、多くの国民から期待を集めたところであります。10月21日に招集された第179臨時国会では、東日本大震災からの本格的な復興策を柱とする第3次補正予算が11月21日、12兆1,025億円と過去2番目の大型補正予算として可決され、関連法案も成立しました。復興関連予算としては9兆2,438億円が計上され、震災復興交付金など新たな事業が展開されることから、速やかな情報収集に努め、有効な事業については積極的に取り組んでまいりたいと思っております。また、今後は第4次補正予算や平成24年度の国の新年度予算が編成されますが、どのような編成になるか注視し対応してまいりたいと思っております。

TPP問題については、11月11日、野田首相が交渉参加に向けて関係国と協議に入ると政府の方針を表明し、12日から開催されたアジア太平洋経済協力会議APEC首脳会議で正式に発表しました。TPPに関しては、昨年の秋から冬にかけて賛否両論の議論が展開された経緯がありましたが、今後も国民世論が分かれる中、国民への情報提供や国民的議論が尽くされないまま判断したことに疑問が残るとの意見には同感であり、今後は日本経済の将来像とはどんなものかをきちんと示し、メリット、デメリットなどを検証しながら慎重に議論を進めるべきと考えております。

原発事故に関する動きでは、政府は10月29日、原発事故を受けた除染で生ずる土壌などの汚染廃棄物を保管するのは3年程度とし、その期間をめぐり中間貯蔵施設を県内に建設、使用を初め、さらには貯蔵開始から30年以内に県外で最終処分するという工程表を示しました。しかし、中間貯蔵施設の場所を初めとして具体的な内容が示されたわけではなく、仮置き場の選定に難航している現状を踏まえ、国は安全を担保した上で前倒しして期間を短縮するなどの努力を重ねるよう強く要望してまいりたいと考えております。

県政におきましては、東日本大震災と原発事故のために延期されていた福島県議会議員一般選挙の投開票が11月20日に行われ、須賀川市岩瀬郡選挙区においては斎藤健治氏、宗方保氏、川田昌成氏が当選されました。地域と県とをつなぐパイプ役として、豊かな郷土づくりと福島県の復興のためにご尽力いただけるようご期待申し上げる次第であります。

さて、内閣府は11月24日の月例経済報告において、我が国経済については、景気は東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にある中、緩やかに持ち直しているとの基調判断を示しました。先行きについては、サプライチェーン、いわゆる部品の調達、供給網の立て直しや各種の政策効果などを背景に景気の持ち直し傾向が続くことが期待されるが、電力供給の制約や原子力災害の影響に加え、欧州の政府債務危機などを背景とした海外景気の下振れや為替レート、株価の変動、タイの洪水の影響などによっては景気が下振れするリスクが存在するとし、デフレの影響や雇用情勢の悪化懸念が依然残っていることにも注意が必要であるとしています。

町におきましては、平成24年度の予算編成に向けて、先月24日に予算編成説明会を開催いたしました。国においては長期化しているデフレ経済に加え、東日本大震災後の電力不足による製造業の国内生産の縮小、円高と厳しい状況にある中、平成24年度当初予算の歳出を基礎的財政収支対象経費の規模を上回らないこととし、平成23年度並みの71兆円、新規国債発行額を44兆円を上回らないとする中期的財務フレームを決定しております。国の予算編成や税制改正等の動向に不確定要素が多いことに加え、東日本大震災により基金が大幅に減少しており、また町税等は減収見込みで収入増は見込めず、自主財源の割合が低下すること、歳出面においては復旧復興に向けたさらなる財政需要に加え、社会保障関係経費や公債費が

増額となる見込みであることなどから、来年度においても厳しい予算編成になると考えております。

現在、各部署において予算編成を進めておりますが、復旧復興に係る取り組みに最大限配慮しながら、厳しい財源の中、情報を密に横の連携を深めて編成するよう指示したところであります。

次に、町における10月以降の主な出来事について報告いたします。

初めに、10月1日に鏡石牧場の朝秋祭り実行委員会の主催による鏡石牧場の朝オランダ秋祭りが開催されました。がんばるぞ鏡石、元気にわっしょいをサブテーマとし、オランダ祭りやYOSAKOI祭り、みこしなどのイベントに歓声上がる1日となり、震災復興のシンボルとなったのではないかと思います。

また、多感な中学時代を感動と記憶に残るイベントの創出を目的に、YOSAKOI踊り支援事業として取り組んだ中学生YOSAKOIでは、ステージで息の合った見事な発表が行われ、観客と出演者自身に大きな感動を与えることができましたので、次年度につながるものと期待しているところであります。

大中恩先生から、鏡石町の子供たちに歌のプレゼントがありました。今年度の鏡石一小的音楽鑑賞教室は、「サッチャン」や「いぬのおまわりさん」などで知られる作曲家、大中恩さんと同校卒業のソプラノ歌手北原聖子さんを招き、「大中恩こどもの世界」と題し、11月4日に開催されました。今回は鏡石町の子供たちに元気になってもらいたいと大中さんが作曲し、大中さんの曲を長年手がけている山岸千代栄さんが作詞した「鏡石のこどもたち」が披露されました。未来はきっとすばらしいもので、将来ふるさとの歌になってほしいとの思いが込められたもので、児童たちは大中さんの指導を受けながら、新しいふるさとの歌を合唱していました。今後は歌とともに縁ある先生方とのつながりをはぐくんでいければと考えております。

甚大な被害がありました第一小学校校舎の改築につきましては、9月に校舎改築検討委員会が設置され、11月10日に第一小学校改築に係る基本的な考え方について提言書の提出がありました。町といたしましては、同委員会の提言を最大限尊重した中で、次のとおり基本の方針をまとめました。

1つとして、校舎建設の位置については現在地に再築する。2として、校舎の主体構造、階層については、主体構造は鉄筋コンクリート造りを基本とし、階層にあっては耐震、安全を第一に敷地面積などを含め総合的に検討する。3とし、校舎の機能及び配置については、具体的には基本設計の段階で検討するが、エコ機能を取り入れた施設とするなどの6重点項目について配慮することとする。4として、その他防災拠点、敷地内の緑化、駐車場の確保について配慮する。

以上を基本的方針とし、今後は災害復旧工事に係る国の査定を初め、基本設計の関係者協議、旧校舎の取り壊し、実施設計など具体的な業務を進めていくこととなりますが、一日も早く本校舎で学習できる良好な教育環境を提供できるよう努めてまいります。

11月20日に行われました第23回ふくしま駅伝では、ふるさとの熱い声援にこたえ、鏡石町チームがたすきをつなぎ、町民に勇気と感動を与えてくれました。町の部6位、総合11位と昨年を上回る成績をおさめられたのは、選手の皆さんのたゆまぬ練習の成果と選手を支えてこられたご家族を初め、監督、コーチの皆様のご努力の結果であり、心から敬意を表するとともに、大会当日、沿道で応援いただいた多くの町民の皆さんに改めて感謝を申し上げます。

ことしで29回目となる東京かがみいし会総会は11月19日に東京スクワール麹町で開催され、会員とふるさと鏡石町からの出席者でふるさと談義に花を咲かせました。震災に当たっては、いち早く義援金などの支援をいただいた今年、役員を初め会員の皆様のふるさと鏡石町への熱い思いと町とのきずながさらに深まったように感じました。会員の増加や交流の充実などの課題もありますが、今後も引き続き支援してまいりたいと考えております。

9月の台風15号で甚大な浸水被害を受けた阿武隈川上流地域の浸水被害の防止、軽減を図るため、県中、県南地方の4町村、玉川村、矢吹町、石川町、鏡石町と河川管理者、県により11月22日、阿武隈川上流新乙字橋から明神橋浸水対策連絡協議会が設立されました。同協議会は区間の浸水被害防止や軽減を図るため、関係機関が連携して今後の対策を協議調整し、円滑な河川整備、管理に役立てることを目的とし、これまでの洪水被害の実態を把握し、ソフト、ハードの両面から具体的な対策を話し合うこととしております。

次に、今年度の主な事業の進捗状況並びに震災対策の状況についてご報告いたします。

初めに、都市機能の整備関係であります。社会資本整備総合交付金事業では、中外線道路改良事業は用地取得、補償関係について協議を進めており、鏡田499号線の道路改良工事は発注に向けて準備を進めているところであります。

駅東第一土地区画整理事業につきましては、第一工区内の道路並びに宅地造成工事の発注に向けて準備を進めております。

東日本大震災に伴う土木災害復旧工事は、災害査定が終了し、計画的に工事を発注しており、今後も早期完成に向けて鋭意事業を推進していくこととしております。また、9月21日に通過した台風15号による災害につきましては、12月上旬から災害査定に入り、年内の査定完了に向けて事務を進めているところであります。

生活環境の整備における下水道事業では、安全で安心な水の安定供給事業として取り組んでいる石綿セメント管更新事業は、昨年度更新した本管理設路面の本舗装工事及び本町地内の耐震管布設替え工事を進めているところです。また、上水道第5次拡張事業における鹿島

東鹿島地内導水管布設事業は、工事発注の諸準備を進めております。

災害復旧工事関係では、上水道については道路復旧工事及び下水道復旧工事と調整しながら発注を進めており、また下水道については関係各機関との事務調整を図りながら作業を進め、設計積算がまとまり次第、順次発注したいと考えております。

震災による瓦れきの受け入れについては、毎月後半に東町の仮置き場と鳥見山公園駐車場を併用しながら行っておりますが、家屋の解体進行とともに、収集量も増大する状況にあります。一方、家屋解体撤去事業については、9月から申請を受け付け、解体済みの家屋130件と町への解体申請家屋20件を受け付けている状況であり、年度内完了に向けて事業を進めることとしております。

産業の振興、地域整備関係では、地域水田農業確立推進事業については、東日本大震災の影響による農業用水の中止に伴い、多くの水田で作付ができない状態となったことから、国の水田活用所得補償交付金を活用し取り組み、水稻の収穫も終了し実績がほぼまとまりました。水稻作付は水田面積の21%となる230ヘクタール、転作となる飼料作物が98ヘクタール、ソバ46ヘクタール、燕麦506ヘクタールの実績となり、戸別所得補償交付金申請者が202名水田活用所得補償交付金申請者が390名という結果となりました。

原発事故に伴う放射能汚染対策として実施しております農作物のモニタリング検査につきましては、県による米の本調査が9月と10月に実施され、本町で生産された米についてはすべて不検出となり、出荷等が可能となったところです。しかし、先月16日、福島市大波地区で生産された米から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された問題により、8月から実施された収穫前後の検査でセシウムが少量でも検出された市町村の全戸調査が実施されることになりました。福島県による米の安全宣言が出された後の放射性セシウムの検出となったことから、大変残念であり、県産農産物の安全性、信頼性がさらに失われることに憤りを感じており、一刻も早い検査を実施し、県産農産物の信頼回復を要請してまいります。

また、町独自に実施している稲わら、もみがら、リンゴ等の農産物についても検査の結果を順次町民の皆さんや関係者に情報を提供してきたところであり、今後も継続して実施してまいりたいと思います。

なお、風評被害対策として作成しました安全安心シールについては、適宜果樹農家へ配付しましたが、今後はイチゴの出荷にあわせて関係者へ配付する予定であります。

県営圃場整備事業につきましては、今年度施行予定であった河川の築堤工事、橋梁工事、取水堰工事の発注が完了し、今後は残る換地業務と区間工事がスムーズに進捗するよう県と協議して推進してまいります。

続いて、保健福祉関係であります。健康づくり推進事業につきましては総合健診や医療機関で受診できる個別健診を実施し、現在、健診の診断の結果をもとに個別相談及び健康教

室を行うとともに、生活習慣管理のための特定保健指導を実施しております。

高齢者福祉関係では、10月1日に前山の鈴木千代さんが100歳を迎えられ、本年度2人目の100歳賀寿の贈呈を行い、長寿をお祝いいたしました。

後期高齢者医療制度では、申請及び届け出の受け付けなどの窓口関係業務と保険料の徴収業務を町で行い、資格管理や給付関係業務及び保険料の賦課関係業務を広域連合が行っておりますが、10月末現在の被保険者数は1,457人、予算の執行状況は広域連合納付金等で8,780万3,000円になり、事業全体における執行率は44.9%となっております。

児童福祉事業関係では、子ども手当支給事業については、平成22年6月から支給開始された子ども手当が新しい法律により、10月からはゼロ歳から3歳児未満が一律1万5,000円、3歳から小学校終了前が1万円、中学生については一律1万円に支給額が変更されたことから、システムの改修など2月の支給に向けて準備を進めております。

子ども医療助成事業は医療費の窓口負担を無料にすることにより、病気への早期受診の促進と子育て支援の充実を図るため、対象者を中学生まで引き上げて事業を実施しております。10月末での対象者は未就学児852名、小学生827人、中学生440人で、合計2,119人となっております。予算の執行状況は社保分2,760万4,000円で約55%、国保分が874万4,000円で約62%となっており、事業全体の執行率は3,634万8,000円で約56.8%となっております。

続いて、教育文化関係であります。東日本大震災により校舎に大きな被害のあった第一小学校が、2学期から仮設校舎で授業をスタートさせることができましたので、ようやく平静を取り戻し、予定した学校行事も順調に行っているところです。しかし、震災から8カ月が経過した今もなお、放射能汚染への保護者からの不安の声が寄せられていることから、放射線量低減化対策として鏡石幼稚園に引き続き小中学校の校庭の表土除去を実施した結果、放射線量も約3分の1に減少いたしました。本町の放射線量測定は他市町村に比べて低い数値ではありますが、保護者の不安はぬぐい切れないことから、引き続き子どもたちの安全安心づくりに万全の対策を講じてまいります。

震災被害のありました各教育施設の復旧につきましては、町民プール「すいすい」の復旧工事が着手されましたので、一日も早い再開に向けて指定管理者と打ち合わせ準備を進めているほか、図書館を初め構造改善センターの復旧工事につきましても、一部着工となりましたので、利用者の皆さんの安全に配慮しながら早期完了を図ってまいります。

このほか、生涯学習事業では11月5日に生涯学習文化協会主催の秋の文化芸能祭として開催され、40組の皆さんやカラオケや踊りなどに日ごろのけいこの成果を発表し、元気な姿を見せるなど、震災から早く立ち直ろうとしていました。

第5次総合計画策定事業につきましては、町づくり委員会から9月28日、鏡石町の町づくりに向けた町民提言所の提出を受け、策定プロジェクトチーム、策定本部会議で検討を進め、

基本構想の骨子や大綱案の策定を順次進めております。今後も町議会や関係団体との意見交換や議論を重ね、素案のパブリックコメントに向けての事務を進めるなど、3月策定を目標に進めてまいりたいと考えております。

次に、今定例会に提出いたしました議案について申し上げます。

議案第17号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定並びに議案第18号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、県人事委員会勧告にあわせ職員給与等を改定するものであります。

議案第19号 鏡石町育英資金貸付条例の一部を改正する条例の制定につきましては、借入者の利便を図るため貸付内容を変更するものであります。

議案第20号 須賀川地方保健環境組合事務の事務委託につきましては、斎場使用許可事務の明確化のため、事務委託に関する規約を定めるものであります。

議案第21号 公の施設の指定管理者の指定につきましては、町老人福祉センター並びに屋内ゲートボール場の指定管理期間の満了により、新たに指定を行うものであります。

議案第22号から議案第24号の3件は、東日本大震災に係る公共下水道災害復旧工事の請負契約の締結につきまして議決を求めるものであります。

議案第25号 平成23年度鏡石町一般会計補正予算（第7号）につきましては、震災対策関連1億1,800万円、台風15号災害対策関連3,210万円ほか住民基本台帳システム改修費用等により補正予算の総額は2億546万7,000円となり、その結果、本年度予算の累計額は76億5,414万8,000円となります。

議案第26号から議案第28号までの各特別会計補正予算につきましては、事業費の増額等に伴う予算を計上いたしました。

以上、今定例会の開会に当たりまして、町政運営と提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。

何とぞよろしくご審議いただき、議決賜りますようお願いを申し上げます。

◎議案第17号及び議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第5、議案第17号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第6、議案第18号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、2件を一括議題とすることに決しました。

局長に議案を朗読いたさせます。

○議会事務局長（吉田賢司君）〔第17号議案及び第18号議案を朗読〕

○議長（渡辺定己君） 提出者から提案理由の一括説明を求めます。

総務課長、今泉保行君。

〔総務課長 今泉保行君 登壇〕

○総務課長（今泉保行君） ただいま一括上程されました議案第17号並びに議案第18号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの2件の条例改正は、平成23年度の給与改定につきまして福島県の人事委員会の勧告に準じて改正を行うものであります。

初めに、議案第17号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

2ページをお開き願います。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、給与月額を0.23%引き下げるほか、各種手当について所要の改正を行うものであります。

まず、第5条の2の追加規定は、初任給、昇格、昇給の基準における給与の調整について定めるものであり、第7条は給与の支給方法につきまして職員が退職、死亡時は除きますが、したときはその日まで給料を支給することに改めるものであります。

また、第11条は、自動車利用者等の通勤手当の支給限度額を4万5,800円に引き上げるものであります。

さらに、第13条関係につきましては超過勤務手当につきまして、第6項では項中の文言を各号において整理するものであり、第4項につきましては再任用職員の支給について、週当たりの勤務時間内については支給対象から除外する旨を明記するものであります。

また、別表第1につきましては、3ページからの表のとおり0.23%引き下げる行政給料表に改定するものであります。

附則につきまして、本改正条例の施行日を公布の日の属する月の翌月の初日、平成24年1月1日から施行するものとしたものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

議案第18号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの改正は、平成18年に改正しました職員の給与に関する条例の一部を改正する条例における経過措置額について改正するものであります。

8ページをごらんいただきたいと思います。

第1条では給料の切りかえに伴う経過措置にかかわる附則第7条を改正するものであり、

それぞれ第1号、第2号の職員別に減給補償の割合を減じる改正であります。

第2条では、附則第7条の補償額の差額を平成24年度から減額する旨の改正でございます。

附則としまして、第1条は公布の日の属する月の翌日、平成24年1月1日から施行し、第2条につきましては平成24年7月1日から施行するものとしたものであります。

以上、議案第17号並びに議案第18号についてご説明を申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の一括説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） ただいま上程されました議案第17号についてお尋ねいたします。

ただいまは県の人事院の勧告による改正ということで、このようにこうなってきたということなんですが、1つは第5条の2を3としというふうなことで、なぜ2をそのまま残さないで3としなくてはならないのかというふうなことが第1点でございます。

あとそれから、今度新たに第5条の2としてこの文言が入ってくるころなんですが、これらが入ってくる必要性というんですか、どういうためにこのような第5条の2を新たにここに入れるようなことが生じたのかということが第1点でございます。

あともう一つは、第7条の2項の中で病気のためにその職に堪えず退職したというふうな文言が、これが今回削除されるわけですが、削除しますとこのようなことで退職した人の対応はどんなふうな形になってくるのか。別な部分でそれはフォローをされてきているのかどうか。その辺がこの第7条の2項で削除した場合のフォローはどうするのかということをお伺いします。

あともう一つは、別表として今回勧告で0.2%の引き下げということがここで出てきております。この0.23%引き下げると一般的に今まではこの給与引き下げとか、それらについてはこの12月の議会にかかるのは少なく、11月中にやって、そして12月に期末手当の対象額がここで決定すると思いますから、通常だったら臨時議会等開いてやっていたんですが、今回はそれをやらないで12月議会まで引き延ばしてきたということは、ある意味では、職員の給料は現状の0.23%引き下げでない姿の中で期末手当の支給になるというふうなことできたんですが、なぜ今回は11月中にやらなかったのかというふうなことをお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質疑に対する答弁を求めます。

総務課長、今泉保行君。

〔総務課長 今泉保行君 登壇〕

○総務課長（今泉保行君） 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

まず、1点目の第5条の2の追加についてでございます。こちらにつきましては、まず第5条の2につきまして新たに条文立てをすることにつきましては、これまでも第5条の2にありますように職員の給与の均衡を失うときにつきましてははということで、規則で定めることによるということで実施しておりました。これにつきましては今回の勧告の中でもきちんと条例の中で明記すべきであるというようなことで、新たに第5条の2を追加したところでございます。ということで、関係でこれまでの第5条の2が次の第5条の3に改正になったということでございます。

続きまして、第7条関係でございますが、病気のためにその職に堪えず退職した場合ということであります。このケースにつきましては、これまでいわゆる月の途中で退職した場合についても1カ月間の給料が支給されておりました。これにつきましては、県との関係もありまして、県のほうでもその状況につきましては日割り計算で実施するというような形から、町においても県に合わせた形で、病気のための職員の退職につきましては日割り計算ということで、死亡退職以外につきましては、月の途中でにつきましては日割り計算で実施するというような給料の支給方法にかえるものでございます。

続きまして、別表の0.23%の引き下げに伴います給与改定であります。議員がおっしゃるようこれまで給与改定につきましては、いわゆる期末手当、勤勉手当につきましても勧告等に基づきまして給与の引き上げ、引き下げ等がありました。このたびの勧告につきましては、期末勤勉手当につきましてはの改正につきましてはございませんでした。その関係から、12月に支給すべき勤勉手当についての改正が必要がないということから、12月の議会において今回は提案させていただいて、それから1月の施行というように形で今回の改正をさせていただくということになったところでございます。

以上でご質問の答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） ただいま説明で大体理解できたんですが、それで、ただ第7条の2項の中で、病気のために職に堪えずというふうな文言を削除して、これは日割り計算することによって県の方針、勧告とか指導でこうなってきたというふうなことで理解したところでございます。

私、ちょっと今条例を見ているんですが、大変給与体系の条例は厚い部分がありまして十分理解していないものですから、ただ、それをどこで日割り計算にするというふうな文言がこの条例の中で出てきているのかをお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質疑に対する答弁を求めます。

総務課長、今泉保行君。

〔総務課長 今泉保行君 登壇〕

○総務課長（今泉保行君） 9番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

給与の支給につきましては、第7条につきまして書かれておりますけれども、職員が退職したときはその日まで給料を支給する。ただし、病気のためその職に堪えず退職したとき、または死亡したときはその月分全額を支給するというふうな第2項になっております。

その条文の前段にありますけれども、職員が退職したときはその日まで給料を支給するというので、退職した日をもって給料がその分までということになりまして、ですから先ほど言いましたけれども、月末までの退職、それから死亡等につきましてはその月の分の全額を支給するというような条文の条立てになりまして、日割り計算になるということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、採決に入ります。

初めに、議案第17号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第7、議案第19号 鏡石町育英資金貸付条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（吉田賢司君） 〔第19号議案を朗読〕

○議長（渡辺定己君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

教育課長、木賊正男君。

〔教育課長 木賊正男君 登壇〕

○教育課長（木賊正男君） ただいま上程されました議案第19号 鏡石町育英資金貸付条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの鏡石町育英資金貸付条例の一部を改正する条例につきましては、近年の貸付申し込み状況が僅少であることから、貸付額の拡充と借り入れ手続の簡略化を図り、町の教育資金の利活用を促すための所要の改正でございます。

まず、第4条、貸与額でございますが、第1号、大学以上につきまして3万円以内を5万円以内に改め、同条第2号でございますが、こちらは高等専門学校でございます。2万円以内を3万円以内に改めるものでございます。

また、第6条につきましては貸与の手続であります。第1項中にあります身体検査書を削るものでございまして、こちらは借り入れ手続の簡略化を図るというふうなことでございます。

また、第11条につきましては返還でございますが、月数の2倍の期間を月数の3倍の期間といたしまして、いわゆる借り入れの延長をするものでございまして、返済を簡略、猶予といたしますか、和らげていくというふうなことでございます。ただし、高等学校在学者につきましては変更はございませんので、ただし書きで月数の2倍と旧法のとおりでございます。

附則におきましては、1項につきましては施行期日を平成24年4月1日からとしたものでございます。また、2項につきましては経過措置の規定でございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

1 番、円谷寛君。

〔1 番 円谷 寛君 登壇〕

○1 番（円谷 寛君） ただいまの育英資金貸付条例の一部を改正する条例の制定についての件でお尋ねをいたします。

今までどおりの表現のままだからということにはなるんだろうと思いますが、説明の中にあります第4条第1号中、3万円以内を5万円以内に改めというふうになっているんですね。そうしますと、今までは3万円ですからほとんどみんな3万円を借りていたと。そうすると、借りるわけですから、借りたお金は返さなくちゃならない。あまり多くを借りなくても済むというように、この以内という文章を生かしてきた場合において、一体幾ら単位の区切るといいですか、例えば5,000円単位で、私は例えば3万5,000円でいいとか、4万5,000円でいいとかとするのか、あるいは万単位の3万円、4万円、5万円というふうに分けるのか。一応事務局として考えておかななくてはならない問題ではないかと思しますので、その辺をどのように考えているのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質疑に対する答弁を求めます。

教育課長、木賊正男君。

〔教育課長 木賊正男君 登壇〕

○教育課長（木賊正男君） 1 番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

ただいまのご質問のとおり3万円以内の金額を5万円に2万円増額するものでございまして、いわゆる借入者の借入幅を広げていくというふうなことはご理解いただけるのかなというふうに思います。その中で、借入額の単位でございましてけれども、これまでですと万単位で借りているのが多いようございまして。ただ、ただいまご質問にありましたとおり5,000円というふうな端数も借入者の申し込みの中ではありますので、そちらの中で状況は見ていきたいというふうに思っております。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第19号 鏡石町育英資金貸付条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第8、議案第20号 須賀川地方保健環境組合事務の事務委託についてを議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者からの提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、関根学君。

〔税務町民課長 関根 学君 登壇〕

○税務町民課長（関根 学君） 10ページになります。

ただいま上程されました議案第20号 須賀川地方保健環境組合事務の事務委託につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

須賀川地方保健環境組合斎場使用許可事務については、住民サービスの観点から埋火葬許可申請事務とあわせ、昭和58年8月に策定しました斎場使用許可等の事務処理要領に基づき、組合構成市町村において事務処理をしておりましたが、構成市町村における斎場使用許可事務の明確化を図るため、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき規約を定め、須賀川地方保健環境組合斎場使用許可事務を組合構成市町村に委託するものでございます。

委託に当たりまして、規約を定めることについて異議ない旨、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては11ページの規約によりご説明申し上げます。

須賀川地方保健環境組合事務の事務委託に関する規約でございます。第1条につきましては出資でございます。地方自治法第252条の14第1項の規定によりまして、須賀川地方保健環境組合の事務の一部を須賀川市、鏡石町及び天栄村に委託することについて必要な事項を定めるものでございます。

第2条につきましては、事務委託の範囲を定めるものでございまして、組合は事務の管理及び執行を構成市町村に委託するものでございます。その中の第1号でございますが、斎場

の使用許可、申請及び使用許可に関する事務でございます。

第2号につきましては、斎場使用料の納入通知及び徴収に関する事務でございます。

3号につきましては、斎場使用料の減免に関する事務でございます。

続きまして、第3条につきましては管理及び執行の方法を定めるものでございまして、委託事務の管理及び執行につきましては組合の条例、規則及びその他の規定の定めによるものでございます。

第4条につきましては、経費の負担を定めるものでございまして、委託事務の管理及び執行に要する経費は構成市町村の負担とするものでございます。

第5条については、使用料の送金を定めるものでございまして、徴収した使用料は毎月末日までの分を翌月10日までに組合に送金するものでございます。

第6条につきましては、条例の制定及び改廃の場合の措置を定めるものでございまして、組合の条例等を制定、または改廃することになった場合には、管理者は速やかに構成市町村に通知をしなければならないことを定めるものでございます。

附則といたしまして、この規約は平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上、説明申し上げました。ご審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、採決に入ります。

議案第20号 須賀川地方保健環境組合事務の事務委託についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第9、議案第21号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（吉田賢司君） [第21号議案を朗読]

○議長（渡辺定己君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、高原芳昭君。

[健康福祉課長 高原芳昭君 登壇]

○健康福祉課長（高原芳昭君） ただいま上程されました議案第21号 公の施設の指定管理者の指定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案につきましては、現在、指定管理者によって管理運営されております鏡石町老人福祉センターと鏡石町屋内ゲートボール場が本年度末での期間が満了することから、その後の指定管理者の指定につきましては、鏡石町の公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づきまして、その指定方法につきまして同条例第5条の方法によらない選定の規定によりまして、町、社会福祉協議会の両施設の指定管理として指定することにつきまして議会の議決を求めるものであります。

公の施設の指定管理者の指定について、施設の名称、指定管理者となる法人、指定の期間、鏡石町老人福祉センター、鏡石町旭町161番地、社会福祉法人鏡石町社会福祉協議会。自、平成24年4月1日、至、平成27年3月31日。鏡石町屋内ゲートボール場、同上、同上であります。

以上、提案理由をご説明申し上げます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第21号 公の施設の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第10、議案第22号 公共下水道災害復旧工事（久来石・上町小分区）請負契約の締結についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（吉田賢司君） [第22号議案を朗読]

○議長（渡辺定己君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、圓谷信行君。

[上下水道課長 圓谷信行君 登壇]

○上下水道課長（圓谷信行君） ただいま上程されました議案第22号 公共下水道災害復旧工事（久来石・上町小分区）請負契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

東日本大震災に係る公共下水道の工事につきまして、建設請負業者が決定したことから、請負契約を締結するため地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的といたしまして、公共下水道災害復旧工事（久来石・上町小分区）でございます。

契約の方法につきましては、指名競争入札でございます。

契約の金額につきましては、9,607万5,000円でございます。

契約の相手方につきましては、福島県岩瀬郡鏡石町中町25番地、株式会社渡辺建設鏡石支店、支店長佐久間澄雄でございます。

以上、説明を申し上げます。審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

1 番、円谷寛君。

〔1 番 円谷 寛君 登壇〕

○1 番（円谷 寛君） 1 番の円谷ですが、公共下水道の復旧工事が3件あるんですけれども、いずれもかなり金額が大きいものですから、入札の内容、業者名と入札金額を教えてくださいたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質疑に対する答弁を求めます。

上下水道課長、圓谷信行君。

〔上下水道課長 圓谷信行君 登壇〕

○上下水道課長（圓谷信行君） ただいまの質疑でございますが、まずは請負の指名業者というふうになりますが、町内の建設会社ということでございまして、弘陽建設株式会社、それから株式会社柳建設、それから有限会社安藤建設、有限会社成田、有限会社鈴木工業、それから鏡石町に支店を置く会社としまして株式会社渡辺建設鏡石支店、それから高田工業株式会社須賀川支店、一応7社でございます。

それから、入札のてんまつ関係につきましては、総務課のほうの開示の分になっておりますので、現在は手持ちに持っておりません。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） ただいまの件で質問させていただきます。

この目的、方法、金額、相手方が書かれているんですけれども、工期が書かれていないんですよね。いわゆる今、震災地のところも10月17日に入札してから大分たっているんですけれども、進んでいるところはちょこちょこしか工事をやっていないんですけれども、工期ということは、どういうふうに考えているんですか。もしわかれば工期を言っていただければありがたいです。よろしくお願いします。

○議長（渡辺定己君） 質疑に対する答弁を求めます。

上下水道課長、圓谷信行君。

〔上下水道課長 圓谷信行君 登壇〕

○上下水道課長（圓谷信行君） ただいまの質問の工期でございますが、工期につきましては96条関係の契約に伴いますものにつきましては、工期については特段議決の要綱にはなっていないわけなんです。96条関係では契約の目的と契約の相手方、それから契約の方法、契約

の金額というふうになっております。したがって、工期については特段うたい込みはしていませんでしたが、工期についてはそのような形でうたい込みはしていません。ただ、この契約については契約してから工期になりますので、それから工期が発生します。また、工事については年度内の24年3月28日、23年度内というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第22号 公共下水道災害復旧工事（久来石・上町小分区）請負契約の締結についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（渡辺定己君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

昼食の時間であるので、昼食を挟み、午後1時まで休議とします。

休議 午前11時55分

開議 午後 1時00分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き、会議を開きます。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第11、議案第23号 公共下水道災害復旧工事（不時沼・鏡沼・高久田・大池小分区）その1 請負契約の締結についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（吉田賢司君） 〔第23号議案を朗読〕

○議長（渡辺定己君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、圓谷信行君。

〔上下水道課長 圓谷信行君 登壇〕

○上下水道課長（圓谷信行君） ただいま上程されました議案第23号 公共下水道災害復旧工事（不時沼・鏡沼・高久田・大池小分区）その1 請負契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの東日本大震災に係る公共工事の復旧につきまして、建設業者が決定しました。そのことから、請負契約を締結するため地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的でございますが、公共下水道災害復旧工事（不時沼・鏡沼・高久田・大池小分区）その1でございます。

契約の方法でございますが、指名競争入札でございます。

契約の金額でございますが、1億3,492万5,000円でございます。

契約の相手方としまして、福島県岩瀬郡鏡石町池ノ原139番地、有限会社鈴木工業、代表取締役鈴木隆夫でございます。

なお、先ほどの関係で指名業者並びに契約につきましては、先ほどと同様でございます。

以上でございます。ご説明を申し上げます。ご審議をいただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第23号 公共下水道災害復旧工事（不時沼・鏡沼・高久田・大池小分区）その1 請負契約の締結についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第12、議案第24号 公共下水道災害復旧工事（旭・緑小分区）請負契約の締結についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（吉田賢司君） 〔第24号議案を朗読〕

○議長（渡辺定己君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、圓谷信行君。

〔上下水道課長 圓谷信行君 登壇〕

○上下水道課長（圓谷信行君） ただいま上程されました議案第24号 公共下水道災害復旧工事（旭・緑小分区）請負契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

東日本大震災に係る公共工事の復旧工事につきまして、建設請負業者が決定したことから、請負工事契約するため地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的でございますが、公共下水道災害復旧工事（旭・緑小分区）でございます。

契約の方法でございますが、指名競争入札でございます。

契約の金額ですが、1億4,584万5,000円でございます。

契約の相手方につきましては、福島県岩瀬郡鏡石町旭町289番地、有限会社安藤建設工業、代表取締役安藤利吉でございます。

なお、契約の工期または指名業者につきましては、先ほどと同様でございます。

以上でございます。ご説明を申し上げました。ご審議をいただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第24号 公共下水道災害復旧工事（旭・緑小分区）請負契約の締結についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（渡辺定己君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時10分

平成23年第2回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成23年12月8日(木)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	円谷寛君	2番	古川文雄君
3番	菊地洋君	4番	長田守弘君
5番	小林政次君	6番	畑幸一君
7番	井土川好高君	8番	大河原正雄君
9番	今泉文克君	10番	仲沼義春君
11番	木原秀男君	12番	渡辺定己君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	助川浩一君
総務課長	今泉保行君	税務町民課長	関根学君
健康福祉課長	高原芳昭君	産業課長	柳沼英夫君
都市建設課長	小貫忠男君	上下水道課長	圓谷信行君
教育長	高原孝一郎君	教育課長	木賊正男君
会計管理者 兼出納室長	八巻司君	農業委員会 農事務局長	飛沢栄四郎君
教育委員会 委員長	吉田栄新君	選挙管理 委員会委員長	西牧英二君
農業委員 会代理者	滝田正臣君	監査委員	根本次男君

事務局職員出席者

議会事務局 局長	吉田賢司	副主幹	相楽信子
-------------	------	-----	------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（渡辺定己君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、議事日程第2号により運営します。

◎一般質問

○議長（渡辺定己君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◇ 古 川 文 雄 君

○議長（渡辺定己君） 初めに、2番、古川文雄君の一般質問の発言を許します。

2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） おはようございます。

2番議員の古川です。

ことしも12月に入り、残りわずかとなりました。9月の定例議会に続き、自身2回目となる当定例会は、時節的にもことし1年を締めくくり、来年度へ向かっていくための総括の意味を持つ定例会となるものと認識しており、そうした場で一般質問の機会をいただけたことに感謝申し上げます。

一般質問に先立ちまして、去る12月2日に逝去されました故面川廣見課長に深く哀悼の意を表します。組織にとって最大の資産は、人、人材であると思います。町執行の中核を担い、今後さらなる活躍を期待されていた面川課長の余りにも突然の死は深い悲しみを与え、鏡石町にとっても非常に大きな損失だと言うべきものだと言えます。今はただ心よりご冥福をお祈りするとともに、ご遺族の方への心よりお悔やみを申し上げます。

鏡石町にとって、この平成23年は、3月の東日本大震災、原子力発電所の事故、9月の台風15号の3件の自然災害、事故に翻弄された一年であったのではないのでしょうか。言葉で言いあらわせば、たった3件ではありますが、その影響は甚大で、過去に例を見ない大きな傷跡を残した、まさに未曾有の大災害、史上最悪の大事故に直面した激動の一年だったと思います。復興・復旧、被害対策等は非常に困難をきわめておりますが、町制50周年という大きな節目を翌年に控え、過去を振り返り、足元を見つめ直し、そして新たな将来像を創造する

のに際してのよい機会であるとポジティブにとらえ、来年へ向かうための絶好の転換期とする発想の転換も重要ではないかと思えます。

そうした観点を持ちながら、通告書に従いまして質問させていただきたいと思えます。ここの総括の意味もあり、9月の定例会時の内容と重複する部分もありますが、よろしくお付き合いをお願いします。

それでは、質問に入らせていただきます。

1番、放射性物質汚染に関する除染についてですが、町では除染計画を策定中であると聞いております。

そこで、(1)番、町内の放射能汚染レベルはどのくらいで、健康への影響はないのか、特に子供たちへの影響はないのかお聞きいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（今泉保行君） おはようございます。

それでは、2番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

除染についての(1)町内の放射能汚染の程度及び身体への影響についてお答えを申し上げます。

国におきましては、長期的な目標とする年間追加被曝線量を1ミリシーベルト以下と示し、20ミリシーベルト以上の地域を国が直接除染を行い、1から20ミリシーベルト以下の地域は市町村が除染を実施することと定めております。この1ミリシーベルトは、1時間当たり0.23マイクロシーベルトとなります。国の航空機モニタリング調査の結果では、鏡石町の東側が1ミリシーベルト以下であり、西側が1ミリシーベルトを上回るというようなレベルになってございます。

健康への被害ということでございますけれども、確定的な基準が研究者の間でも意見が分かれているところでもありますけれども、国際放射線防護委員会が、いわゆるICRPですけれども、過日、福島県を訪問した際には、20ミリシーベルトまでは健康への影響はまずないというような発言をしているところでございます。しかしながら、子供などへの健康への影響は安心が必要でありますので、今後もしっかりと対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 次に、(2)番の放射能汚染に対する今後の具体的な対策としまして、除染を実施することでしょうか、通学路、農地、公共施設、宅地等、どのような方法で実施する考えでしょうか。住民に参加を求め、行政区、地域一体となって除染を実施する計画な

のでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長、今泉保行君。

○総務課長（今泉保行君） それでは、（２）番の放射能汚染に対する今後の対応策の方向性についてということでご答弁を申し上げます。

先ほど申し上げましたが、国が方針を示したことによりまして、今後は放射性物質汚染対処特別措置法に基づく除染実施計画を策定しまして、除染作業を進めることとなります。詳細な放射線量のモニタリングを実施しながら、優先順位や実施の方法などを検討していくこととなります。

また、除染によって取り除いた土などを保管する仮置き場につきましては、福島県内においても、その場所等について大変苦慮しているところでありますけれども、町としましても、現在その設置場所等について検討中であります。

いずれにしましても、学校や公園、通学路など子供の生活環境に配慮した中で除染作業を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） ２番、古川文雄君。

〔２番 古川文雄君 登壇〕

○２番（古川文雄君） これは意見としてですが、国や県の基準どおり実施するのではなく、子供たちの生活環境を優先的に除染するような、町民の皆さんが納得できる方向で検討をしていただきたいと思います。

次に、２番、町の福祉行政についてですが、何らかの事情でハンディを抱えて困っている人たちを助け合い、支え合う支援体制として、（１）番、老人福祉、障害者福祉、児童福祉、母子福祉等への具体的な支援策はどのようなものがあるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康福祉課長、高原芳昭君。

○健康福祉課長（高原芳昭君） ２番、古川文雄議員の質問にご答弁申し上げます。

町の福祉行政における町の支援体制ということでありまして、事前にお伺いしていた中身的には老人福祉及び障害福祉ということをお伺いしておりましたので、そちらの点についてご答弁を申し上げたいというふうに思います。

福祉行政における町の支援体制の中でありますが、老人福祉の支援につきましては、高齢者のための在宅サービスということで、在宅で生活をしている高齢者、おおむね65歳以上でございますが、そちらの方々へのサービスの提供を実際に行っております。主な事業といたしましては、介護者の経済的負担を軽減する紙おむつ券の支給サービスや寝具の洗濯、乾

燥などの寝具クリーニングサービス、次いでは高齢者の健康保持増進のためのはり、きゅう、マッサージ等の施療券の給付などを支援体制をとっているところでございます。

次に、障害者福祉の支援体制でございますが、障害者福祉につきましては、身体・知的・発達・精神障害を持つ人々に対して自立支援をする福祉サービスを指しておりまして、児童を含むことも多くあります。主な事業といたしましては、重度障害者に対しタクシー券を交付する福祉タクシー料金の助成事業、社会的自立が困難な在宅の障害者を通所させ、能力に応じた仕事を行い、社会復帰などを目指す事業に対する助成としての地域活動支援センター支援事業、いわゆる共生かがみでございます。それらへの支援を行っているところでございます。

なお、児童福祉関係、そちらにつきましても多々ある状況でございますが、現在ここに資料等を持ち合わせておりませんので、後ほど必要な状況で報告させていただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 本当に困っている人たちが必要としている支援について、充実、拡充を図っていただきたいと思っております。

次に、（2）番、町内に支援活動を行っているボランティア団体等の存在についてですが、主に老人、障害者の介助を行っている団体等は存在するのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康福祉課長、高原芳昭君。

○健康福祉課長（高原芳昭君） （2）番にありますボランティア等の人材育成ということで、お年寄りに対する奉仕ということでございますが、本町におきましてボランティア団体数につきましては現在18団体ございます。こちらの団体につきましては、町の社会福祉協議会にあるボランティアセンターに登録されておりまして、ボランティアセンターにおきましては運営活動の拠点としてコーディネーターを配置しております。登録団体による研修並びにボランティアフェスティバルなどで人材育成ということでございますが、そういった部分で活動の情報を中心に努めるところであります。町としても、地域福祉向上を図るため、ボランティアセンターの運営事業の支援のための運営助成を行っているところであります。

高齢者への奉仕団体ということでありますが、主な団体といたしましては、町赤十字の奉仕団、こちらにつきましては施設奉仕のボランティアという団体でございます。次に、給食サービスボランティア、こちらにつきましては町内の独居老人への弁当配達ということでのボランティアを行っている団体がございます。次に、声の広報ボランティアということで、こ

ちらにつきましては目の不自由な方へ町広報紙の録音を配達というボランティアを行っている団体がございます。生きがいデイサービスの昼食づくりということで、花みずきという団体もございます。さらに、読み聞かせボランティアということで、幼児から大人まで対象とした本の読み聞かせを行っているボランティア等ございますが、そのほかに先ほどお話し申し上げましたが、含めまして18団体がボランティアということでセンターのほうに登録されておりまして、コーディネーターを通じて必要なボランティアを行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 意見、または要望となりますが、冒頭で申し上げましたとおり、人材は貴重な財産であります。こうした分野で活躍できる人材を積極的に育成し、福祉コミュニティの輪を拡大していくべきではないかと考えます。今後、こうした人材育成の部分への支援、充実、拡充を検討していただきますよう要望しておきたいと思っております。

次に、3番、学力向上対策についてですが、（1）番、全国的に学力が低下しているとメディアで報道されておりますが、鏡石町の小・中学校においても例外ではないと思っております。こういった現状をどうお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） おはようございます。

2番議員の学力低下に対する考え方についてご答弁申し上げます。

OECD・経済協力開発機構が読解力、科学的リテラシー、数学的リテラシーについて3年ごとに実施している学習到達度調査において、日本は2000年調査と比較して、2003年、2006年調査では加盟国の中での低下傾向が顕著に見られました。しかし、2009年調査では、各リテラシーとも前回の調査から下位層が減少し、上位層の増加が見られ、文部科学省は読解力を中心に我が国の生徒の学力は改善傾向にあるととらえているところでございます。

我が国において22年度に実施されました小学6年生と中学校3年生を対象とした全国学力・学習状況調査によりますと、福島県は前の年に比べて、小学国語、算数、中学校では国語、数学のすべてで順位を下げている結果となり、町の結果も、一部は国・県平均を上回ったものの、ほぼ同じ傾向が見受けられました。これを受けまして、町といたしましては、小・中学校の先生を中心に設置している基礎学力向上推進会議の中で、児童・生徒の学力向上に関する問題把握と学習のあり方等を研究、協議し、チームティーチング事業や習熟度別指導などの少人数教育や技能、応用力の定着を目指す授業の強化、町独自の総合学力調査の

実施などによって、子供たちの学力向上に今努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 続きまして、（2）番、東日本大震災・原発事故との関連性についてですが、少なからず関連性があるのではないかと考えております。不安定な精神状態で、せっかくの学力向上策も期待する成果が望めないのではないかとと思いますが、いかがでしょうか、お聞きいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） 東日本大震災・原発事故との関連性についてのご質問でございます。ご答弁申し上げます。

東日本大震災により、平成22年度末は、小学校1年生から6年生及び中学校1・2年生が震災発生の翌週である3月14日から休校となり、自宅学習を余儀なくされたところでございます。この間、各学校におきましては、児童・生徒の状況に応じて家庭学習や個別指導などにより学力の低下を来さないよう対応してきたところでございます。

また、新学期は第一小学校の子供たちが第二小学校と町の構造改善センターへ分かれて授業を受けることとなりましたが、幸いにも町内小・中学校すべてで本来の授業日から授業を行うことができるようになりました。原発事故による放射能対策としての野外活動制限等で、体育や観察授業につきましてはやや支障を来したところもございますが、室内でできるものにといったような創意工夫をしながら授業を実施してきたところでございます。学習におくれが生じないように、学校行事や体外行事を調整しながら、教科の内容を確実に指導するため授業時数の確保に努め、学力の低下を来さないよう教職員一丸となって今まで励んでまいりました。今のところ大きな影響はないと、そのようにとらえているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 前回の9月の一般質問でお尋ねいたしましたが、子供たちへのメンタルヘルスを行い、安定した精神状態を取り戻すべきだというふうに思いますが、何か具体的なことは実施されたのでしょうか、お聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 教育長。

○教育長（高原孝一郎君） 今度の震災、それから原発によって一番心配されたのは、子供たちの心の部分でございます。あの震災があった後、すぐに校長会、園長会において、子供た

ちの様子を一人一人丁寧に観察してもらうことをお願いいたしました。そういった中で、スクールカウンセラーの派遣、あるいは教育相談員の増員等を十分検討しますということでお話を申し上げましたが、幼稚園、学校とも幸いに心の部分で大きな問題を抱えている児童・生徒はいなかったということで、今、安心をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 将来ある子供たちのため、迅速な対応を要望いたします。

次に、4番、東日本大震災に伴う町税の収納状況についてですが、（1）番、収納率の現状と年度末の見通しをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長、関根学君。

○税務町民課長（関根 学君） 2番議員の収納率の現状と年度末の見通しについてのご質問にご答弁申し上げます。

11月の月例経済報告によりますと、景気は東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にある中で、緩やかに持ち直しが期待できるなどと報じられておりますが、しかし雇用情勢は東日本大震災の影響もあり依然として厳しい状況にあります。このような中、税収を取り巻く環境は東日本大震災の影響もあり大変厳しく、町といたしましては財政の根幹をなす町税の確保のために、税務町民課職員による訪問徴収を実施するなど、収納率の向上に努めているところでございます。

収納率の現状といたしましては、個人町民税については、厳しい経済情勢や雇用情勢並びに震災の影響により被害を受けた方々の減免の措置により、課税額は前年度比較減となっておりますが、収納率は10月末で増となっている状況でございます。一方、法人町民税は、東日本大震災や原発事故の影響が懸念される中、企業の自助努力により、前年度比較しまして現在のところ課税額、収納額ともに増になっている状況でございます。

また、町税の主要な税源となっている固定資産税の土地については、課税額は負担調整措置により上昇している土地もありますが、全体としては減少しております。前年度比減となっている状況でございます。家屋についてでございますが、滅失により減少している部分もありますが、専用住宅や工場等により課税額は前年度比較しまして増となっている状況でございます。償却資産についてでございますが、課税額は前年度比減となっております。固定資産全体といたしましては、震災の影響により被害を受けられた方が減免等の措置として減免額や土地と償却資産の減少により10月末での課税額は減少し、収納額は増となっている状況でございます。

以上のことから、10月末現在における町税全体での課税額は前年度同期と比較しまして1.9%減少し、収納額は3.48%上回っている状況でございます。東日本大震災により被害を受けられた方々への減免等の支援を継続しつつ、町の健全財政を確保するために、23年度末においても前年度並みの収納率が確保できるよう、職員一丸となりまして税収の確保に努めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 議会だよりの監査委員さんの意見にもありましたように、滞納額の減少は改善されず、今般の震災によりさらに増加が懸念され、全町を挙げた改善努力を要望するとありました。非常に厳しい状況にあると思いますが、滞納額の減少に向けて取り組んでいただくようお願い申し上げます。

次に、5番、農作物の放射能対策についてですが、安全宣言した後で、福島市や伊達市等で生産された米から基準値を超える数値が検出され、検査のあり方などが問題となっております。

そこで、（1）番、町内産の農作物への放射能汚染の影響はについてですが、町で実施した検査の対象作物、対象数、その結果はどのようになっているのかお聞きいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長、柳沼英夫君。

○産業課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問に対する答弁をいたします。

町及び県におきましては、震災後、土壌調査を皮切りに、主要作物であります本町のキュウリ、リンゴを初めとしまして、町民の皆さんから要請のありました農作物並びに堆肥等、現在まで199点の検査をしております。町の検査におきましては、ほとんど不検出となっておりますが、暫定規制値を超過したものは一部の堆肥等のみという結果となっております。県の調査におきましても超過しているものはなく、出荷制限となっている野生キノコ等一部のキノコ類だけが現在出荷制限となっているような状況でございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） その検査には米は含まれておるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行部の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（柳沼英夫君） 米については、町では実施しておりませんで、国・県の計画によ

りまして実施されたところでございます。まず、収穫前の予備調査を実施しまして、調査結果が200ベクレルを超えた市町村におきましては重点調査区域となっておりますが、本町におきましては5カ所すべて不検出であったことだったので、その後、本調査でも5カ所検査を実施しまして、すべて不検出という調査となりました。それに伴いまして、町内産の米については出荷オーケーというようなお知らせをしたところでございます。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 今の米についてのお話ですが、国・県が実施したということですが、鏡石町における検査地点の選定や対象数は十分だったとお考えでしょうか、お聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（柳沼英夫君） 県の要請によりまして、町内各地域5点を選定して調査したところでございますが、今回の国・県によります米の調査につきましては、国の示した基準以上に県で強化してやったものでございますが、今回、暫定規制値を超える米が出た結果によりまして、完璧とは言えないと言わざるを得ませんが、今後一刻も早い再検査と収束を望んでおります。米につきましては、県がやっておりますけれども、町については今後、県の指導に伴いまして実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 今後も継続して検査を実施し、町内産農作物の安全性を証明し、農家の所得確保の一助となること、また消費者たる町民の食の安全性確保に努めていただければ幸いです。

続きまして、（2）番、今後の対策と行政・生産者等それぞれが果たすべき役割についてですが、町として今後、風評被害の払拭に取り組んでいくに当たり、具体的な対応策はお考えでしょうか。また、生産者に対して望むものは何かありますか、お聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長、柳沼英夫君。

○産業課長（柳沼英夫君） ただいま議員からもありましたように、今後も県と同様、町におきましても農作物の放射能汚染対策検査を実施しまして、安全・安心を確認してまいりたいと考えております。

なお、風評被害対策としましては、広域的な取り組みも含め、首都圏におきます農作物の販売促進を今月、来月にも計画しております。また生産者におきましても、県・町で行います放射能検査の協力や安全な作物生産の対策、さらには各自販売します農作物の安全における掲示や表示などを講じまして安全性をPRし、風評被害の払拭や販路確保につなげていくべきだと考えております。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 次に、6番、復旧工事の進捗状況についてですが、地震、台風で大きな被害をこうむり、現在、復旧工事を進めていただいておりますが、そこで（1）番、復旧工事の発注状況と完了見通しです。それぞれの部門における23年度としての復旧工事の総件数と発注状況及び完了見通しについてお聞きします。

初めに、①番、一般土木部門についてですが、こちらは特に通学路となっている歩道等の復旧についてお聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 2番議員に申し上げます。

これ関連があるものですから、1、2、3と申し上げて、それ一括してもらったらいんじゃないですか。一つ一つじゃなくて、全部これあれですから。どうでしょうか。1つずつもらいますか。

○2番（古川文雄君） はい。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長、小貫忠男君。

○都市建設課長（小貫忠男君） 2番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

大きな6番の（1）復旧工事の発注状況と完了見通しの、まず①の一般土木部門についてでございます。

道路災害復旧工事につきましては、地震災害によりまして79カ所でございます。そのうち、年度内に52カ所を発注し、11カ所の管理を予定しております。歩道についてというようなお話もございましたが、歩道が壊れている場所につきましては、道路と一緒に工事施工というふうなことになります。台風災害についても、年度内の発注を予定しておりますが、今後その完了については、道路災害と考え合わせながら工事を進めていくようなことで考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） これからの季節、積雪、凍結等により足場が悪いことが懸念されます。安全管理に十分注意していただきたいと思います。

続きまして、②番の公共施設部門ですが、こちらは特に町民プールの完了見通しについてお聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長、今泉保行君。

○総務課長（今泉保行君） 2番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

公共施設部門の復旧工事の発注状況と完了見通しについてでございます。

町民プールにつきましては、9月に着工しまして、来年の2月末に完了予定であります。また、それぞれ各施設等におきましても、完了した部分、さらには今年度から来年度にかけてそれぞれ事業、復旧工事を進めていくというような状況であります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 最後に、③番の農業土木部門です。来年の作付に対し不透明感が漂い、不安に感じている農家の方が非常に多いので、水田、用水路、ため池の復旧工事の完了見通しを中心にお答えいただきたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長、小貫忠男君。

○都市建設課長（小貫忠男君） 2番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

③の農業部門の関係でございます。

農業用施設災害復旧工事については、地震災害のほうで道路関係の施設、用水路、排水路を含めまして45カ所ほど被災を受けておりまして、そのほか農地関係については28カ所、合計73カ所となっております。そのうち、用水路、道路関係の施設は45カ所のうち26カ所、農地については2カ所ほど発注をいたしまして、年度内に完了を予定しており、先ほどの農業施設関係の26カ所の中には、羽鳥用水路から来ます幹線用水路等も含まれておりますので、用水の確保は春には可能であるというようなことで考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 工事の発注の際には、指名競争入札でやられているのか、それとも一般競争入札でやられているのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長、小貫忠男君。

○都市建設課長（小貫忠男君） 2番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

発注状況につきましては、災害復旧工事については1億5,000万円以下のものについては指名競争入札というようなことで発注をしております。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 復旧工事は早期完了が最重要と考えております。私的には、町内、あるいは近隣市町村の業者が手いっぱい発注業務に支障が出るならば、一般競争入札より応札業者の門戸が広くなり、県内外の大手業者が参入、受注することで年度内完了が見込めるようであるならば、この際それはそれでよいのかと考えております。町の復旧工事が少しでも早く完了し、安全、快適な環境を取り戻すことを第一前提に考え、柔軟な対応を要望いたします。

次に、7番、今後の上水道施設についてですが、大震災において大きな被害に遭った旭町浄水場ですが、（1）番、旭町浄水場の機能強化、または代替施設建設の進捗状況については、新しい浄水場建設の具体的なスケジュールと、現在の浄水場に比較し強化予定の機能、能力についてお聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） おはようございます。

ただいまのご質問でございますけれども、今回の震災によりまして、給水関係につきましては大変町民にご迷惑をおかけいたしました。最終的には25日間、給水完了までかかったということでもあります。

そういう中で、ただいまのご質問であります旭町の浄水場につきましては、この浄水場の創設しましたのが昭和38年の施設だということでもあります。これまで給水区域の拡大にあわせて施設の拡充を図ってまいりました。この旭町の浄水場につきましては、町内の半数以上の区域に給水をしているということで、主要な施設でもございます。当浄水場につきましては、創設以来の施設であるということで大変老朽化にあることから、平成21年度に町全域を含めました上水道事業の全体計画の見直しを実施しまして、現在、目標年次を平成30年とした上水道第5次拡張事業として事業の推進を図っているところであります。

第5次拡張事業では、老朽化しております旭町浄水場については廃止をしまして、新たに浄水場の新設計画をしておりますけれども、新たな浄水場の新設時期でありますけれども、これについては今回の震災、こういったものを勘案しながら、さらには震災関連の国の補助があるかを含めまして、整備計画を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 続きまして、（2）番、非常時における飲料水・消防用水等の確保についてお聞きいたします。

震災当初は、桜岡・成田浄水場ででのみの給水となったようですが、町内各所に非常用貯水槽等を設ける対策を検討してみたいかがでしょうか。町内各所に給水ポイントが多数できることで、町民の利便性の向上にもつながりますし、今回のように消火栓が使えない際の消防用水にも活用できると考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長、今泉保行君。

○総務課長（今泉保行君） 2番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

被災直後の町民の皆様の飲料水を確保するためには、飲料水の備蓄や給水応援体制の整備などが求められております。今回の震災の経験を踏まえまして、今後それらの対策を充実してまいりたいと考えております。

ただいまお話がありました耐震性貯水槽の関係であります。消防用水の確保につきましては、配水施設が被災し、消火栓が使用できないことが予想されるため、防火水槽の整備や自然水利の確保を進めまして、非常時における消防用水の確保を図っております。耐震性貯水槽につきましても、全国的にもそれらの設置について各地域におきまして取り入れられていることにつきましては承知しております。大きさ等にもよりますけれども、3,000万円から6,000万円というような大きな金額もかかってございますけれども、今後その災害対応策の一つとして検討すべき事項ではないかというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君。

〔2番 古川文雄君 登壇〕

○2番（古川文雄君） 費用対効果等を考慮すると、無用の長物と言われるかもしれませんが、しかし備えあれば憂いなしという言葉もございませうように、検討していただきたいというふうに思います。

岩手県の奇跡の堤防も、建設当初は評価されませんでした。しかし、今回の震災で絶大な効果を発揮し、後の世代が当時の市長の決断、判断の正しさを証明した例もございませう。難しいところではありますが、ぜひ多角的観点から検討していただきますようお願い申し上げます。

最後になりますが、鏡石町にとっても激動の一年となった平成23年は、私にとっても取り

巻く環境が大きく変わった一年となりました。ことしから新たに町議会議員として活動させていただけるようになりまして、この場をおかりいたしまして感謝申し上げます。来年も微力ながら全力で取り組む所存でございますので、ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（渡辺定己君） 2番、古川文雄君の一般質問はこれまでとします。

本日、傍聴者が3,400人となりました。

休議いたします。

休議 午前10時45分

開議 午前10時55分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◇ 小 林 政 次 君

○議長（渡辺定己君） 次に、5番、小林政次君の一般質問の発言を許します。

5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 改めましておはようございます。

5番の小林政次でございます。

9月に引き続き、2回目の一般質問をさせていただきます。

さて、3月11日の大震災並びに9月の台風15号による被害は甚大なものであり、この復旧には数年間の歳月を要するものと思われまふ。このような状況の中で、鏡石町の復旧を図るために、職員の皆様方が日夜努力をしておりますこと、大変ありがたく思っております。今後とも、震災前の姿に早く戻すため全力を尽くしていただきたいと思います。

さて、町職員の現在の給料表は、行政職と労務職に分かれていますが、労務職の方で一般事務を行っている人が数名いると聞いております。実務的には行政職であります。給与は労務職のままとなっているようでございます。

そこで、質問に入らせていただきます。

1番、実務的に行政職の仕事をしている場合、また今後同様のケースが出た場合、労務職から行政職に移行させる等、実情に合った給与体系にすべきでないかについてお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

副町長、助川浩一君。

○副町長（助川浩一君） 5番議員の質問にお答えをいたします。

実情に合った給与体系についてでございますが、本町におきましては、平成21年度の給食調理業務の外部委託化に伴い、それまで調理業務を担当してきた職員に対して意向確認を行った上で、行政職場への異動を実施した状況がございます。職員の給与につきましては、その職務と責任に応ずるものでなければなりません。本町のケースにおいては、採用後、中途から担当業務の種類、内容が変更となった事情によることから、一律一斉の対応は難しい状況にあり、これまで仕事の分量、業務の困難度合い等に配慮をしながら、各職場において事務を分担してきた状況がございます。

しかしながら、実務の実績が今年度末で3年間という一定の期間に達する状況を踏まえ、対象職員には今後の担当業務についての意向を確認する一方で、各所属においては職員の業務への取り組み姿勢、事務の執行の状況等について継続的に確認をし、適性が認められる職員につきましては職種の転換を図るなど、今後はルール化を図りながら、担当業務の実情、対象職員の状況に応じた対応を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） それでは、適性な職員に対しましては前向きによりしくお願いしたいと思います。

次に、放射線被曝には外部被曝と内部被曝の2つがありますが、外部被曝の環境汚染の国際基準は、先ほどの答弁にもありましたように、自然・医療放射線を除いて年間1ミリシーベルトとICRP・国際放射線防護委員会が被曝許容量を定めております。

そこで、お尋ねいたします。

2番、放射能対策について。

（1）次の二通りの労働をしていた場合、鏡石町の標準的な3月から11月及び来年2月まで1年間の累積放射線量の推計値はどのくらいか。

なお、一問一答方式ではございますが、関連がありますので①と②を一括質問させていただきます。

①屋外で8時間労働をしていた場合、②屋内（木造家屋）で8時間の労働をしていた場合についてお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長、今泉保行君。

○総務課長（今泉保行君） 5番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

放射能対策での二通りの労働をしていた場合の1年間の累積放射線量の推計値についてでございます。

鏡石町の国で示した標準的な追加被曝線量を推計しますと、まず全体として事故発生直後の計測データはなく、町の計測データは3月20日からでございます。当初の5日間は3月20日の数値の2倍と計算し、12月以降の3カ月間は11月の平均値を使って計算することとしますと、その結果、①の屋外で8時間労働をした場合は、11月までは1.25ミリシーベルト、12月から2月までは0.26ミリシーベルトとなり、年間では約1.52ミリシーベルトとなります。

また、②の屋内で労働していた場合を推計しますと、11月までは0.84ミリシーベルト、12月から2月までは0.17ミリシーベルトとなり、年間では約1.01ミリシーベルトというような数値になります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 今回の答弁によりますと、外部被曝だけで①で1.52ミリシーベルトであります。それに加えまして内部被曝があるわけですが、外部被曝と内部被曝の健康被害は15%対85%と言われております。さらに、放射線被曝によるダメージは、子供は大人の10倍、胎児は100倍と言われております。このことから、子供等を持つ母親は放射線被曝に対し非常に敏感になっております。学校や幼稚園等の校庭の表土除去は進んでおりますが、他市町村で行っている通学路等の除染はされていないのが現状であります。8月に補正予算を計上し、現在も除染を実施していないのは進度が遅いと思われませんが、いかがでしょうか。

そこで、お尋ねいたします。

（2）通学路等の除染実施計画はどのようになっているか、また側溝等の土砂の処分はどのように考えているかについてお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長、今泉保行君。

○総務課長（今泉保行君） 5番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

通学路等の除染実施計画についてでございますけれども、先ほどご答弁申し上げましたけれども、このたび国のほうで放射性物質汚染対処特別措置法の施行が決定されております。そのことから、その中では1ミリシーベルトから2ミリシーベルト以下の市町村につきましては、除染実施計画を策定し、除染を進めることとなっております。今後につきましては、先ほど申し上げましたけれども、詳細なモニタリング調査を実施し、県の示す補助基準等を補正した上で実施計画をまとめまして対応してまいりたいと考えております。

また、側溝等の土砂の関係でございますけれども、これまでモニタリングの結果におきましても、側溝等の土砂が部分的に空間線量を上げていると思われまして、これらの除染につき

ましても、除染実施計画の中で検討してまいりたいと思いますけれども、除染で発生した除去物の仮置き場の保管につきましても、現在それらについて検討をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 今、土砂の処分先、これを検討中であるということですが、土砂の処分先が決まっていない場合、高圧洗浄器による歩道の除染のみでも補助対象となるのかお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長、今泉保行君。

○総務課長（今泉保行君） 5番議員のご質問でございます。

高圧洗浄器によります除染につきましてでございますけれども、これらにつきましては県のほうでの現在の補助事業の中身で、各地区といたしますか、各地区や各団体における除染作業を行った場合に、50万円を限度としてそれらの補助金が支給されるということで、先ほど議員がおっしゃられておりましたけれども、補正予算等の対応をしたところであります。現在、各団体等にそれらの実施につきましてご相談をしながら進めております。その意味では、その中身については高圧洗浄による除染のみの事業であっても補助対象になるということになってございます。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 除染の関係でございますが、なるべく早くお願いしたいと思います。

次に、放射能から子供を守るために、両親、特に母親は非常に苦慮し、日常の食事に大変神経を使っていると聞いております。特に一般家庭の自家用野菜、家庭菜園等でございますが、それらやおすそ分けの野菜等に対しまして不安ながらも食していると聞いております。現在、町では、農作物等の放射能を計測するため業者に委託をし、3から4日の日にちを要していますが、近隣市町村では、タイムリーに結果を知らせるため簡易測定器を導入しているところが多々あると聞いております。これは2番議員も質問しておりました。また、多くの町民もそれを望んでいると思われまます。

そこで、お尋ねいたします。

（3）農作物等の放射能結果をタイムリーに知らせるため、簡易測定器を導入する考えはあるかについてお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行部の答弁を求めます。

健康福祉課長、高原芳昭君。

○健康福祉課長（高原芳昭君） 5番、小林政次議員の質問にご答弁申し上げます。

農産物等の放射線結果をタイムリーに知らせるための簡易測定器の導入という考えはあるかというお尋ねでございますが、町におきましては8月から、町内で収穫されました農産物について、県のモニタリング調査とは別に、安全・安心を確認するため随時検査機関に持ち込み、放射性物質検査を実施し、結果につきましては回覧やホームページ等で公表をしております。

しかし、原発事故の収束が見えない中、米からの食品の暫定基準値を上回る放射性物質が検出され、さらに食の安全への関心が高くなってきておるのは事実でございます。町といたしましても、住民の食に対する安全・安心を確認するため、農産物等を持ち込んで簡易分析のできる測定器の導入のため、本定例会に補正予算を計上したところでありますので、ご理解いただきたいと思っております。

答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 今の答弁で、導入するとのことでございますが、大変心強く思っております。

今回の補助対象は、通学路の除染実施とセットと聞いております。そこで、購入時期はいつごろになるのか、また設置場所、設置課はどこになるのか、またどのようなものを測定するのかについてお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長、高原芳昭君。

○健康福祉課長（高原芳昭君） この測定器につきましては、8月の臨時議会におきまして一部予算計上させてもらった部分がございますが、そちらにつきましては低減化事業との絡みということで計上しておりました。ここに来まして、その当時予定しておりました機器につきましては、放射線量検出限界が大体40から50というおおむねの考えをしておりましたが、ここに来まして検出限界値、もっと高度なものということの意見等もございましたので、今回の補正を合わせまして高度なものをということで、一応目安といたしましては20ベクレル程度の検出ということでの考えを持ちまして、プラスしての購入ということを考えております。

なお、この設置場所につきましては、その物の状況にもよりますけれども、現在、役場にするか、健康福祉課になりますホームにするかというのもまだ決めておりませんが、購入時期につきましては、かなり近年でも購入等のこの状況がございまして、メーカーサイドでも

この機器の推進につきましても間に合わないという状況もございます。準備につきまして、現在で考えられているのは来年1月、これまでにはぜひとも補正等をとった状況におきましては計画をして、1月までには入れたいなという考えをしているところでございます。場所については、その状況で検討していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） もう一つなんですけれども、どのようなものを測定するかということで、先ほどもありましたけれども、現在、町で米とか、あとは井戸水とかやっていませんよね。そういうものも測定の対象に入るのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（高原芳昭君） 機器につきましては、放射線の種類におきましてガンマ線、ベータ線、アルファ線がございますが、基本的に考えておりますのは、ヨウ素、セシウム関係を主としております簡易測定器ということで考えております。そちらの機器につきましては、食品等とございますが、米なり水、土とも測定できるという内容でございますので、いわゆる多種多様な形ではございますが、その辺も含めながら購入の際には検討していきたいなというふうに考えております。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） それでは、よろしくお願ひしたいと思います。

最後になりますが、産業振興を図るためには、歳入をふやし、町を活性するためには企業誘致が重要であり、駅東開発を推進するためにも最も重要な施策であります。以前、企業へのアンケート調査を実施したとの報告もありましたが、その後の進展はあるのでしょうか。

そこで、お尋ねいたします。

3番、企業誘致について。

（1）誘致活動の現状はどのようになっているかについてお伺ひいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ただいまの企業誘致活動についてのご答弁を申し上げます。

まず、駅東の第一土地区画整理事業地内に約21ヘクタールの、いわゆる準工業地域に用途を変更して誘致を図ろうということでこれまで取り組んでおります。そういうことでありますけれども、ご承知のように、地域の経済の低迷、さらには円高、加えて今お話になってお

ります3月11日の東日本大震災以降の放射能の問題もありまして、誘致活動には至っていない、そういった状況にもございます。

なお、震災関係では、町内にあるいわゆる企業の撤退した跡地に、その利用の照会が3社ほど実際はございました。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 次に、（2）今後の誘致活動はどのように進めていくのかについて伺いたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） 今後の誘致活動ということでありまして、駅東の第一土地区画整理事業地内の準工業地域等への誘致を優先して進める考えではございますが、震災以降の企業誘致は大変厳しい状況にあります。ただ、そういう中にありましても、鏡石町については幸い県内でも放射線量が少ない地域であるということでありまして、県内でのいわゆる企業の誘致等については優位性があると、私はそのように思っております。そういう中で、昨日成立いたしました復興特区、さらには震災関連の国の補助等の活用について調査研究をして、誘致活動をこれから進めていきたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 今後は、今、町長が申しましたように、準工業団地ですね、それに優先的にお願いしたいと思っております。

また、再生エネルギー等ですか、それらも今度、脚光を浴びると思っておりますので、それらの誘致等ですか、よろしくお願ひしたいと思っております。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君の一般質問はこれまでとします。

◇ 木 原 秀 男 君

○議長（渡辺定己君） 次に、11番、木原秀男君の一般質問の発言を許します。

11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 11番、木原秀男でございます。

通告に従いまして一般質問させていただきます。

私の質問は、1つ、例の池の原の悪臭の問題、2つ目は、近く改築が予定されております第一小学校の改築にかかわる入札の問題についてでございます。3つ目は、桜のオーナー制度についてでございます。

以上、3項目についてお伺い申し上げます。

まず1つ目は、住民側も行政側も大変困っております池の原地区から発生します悪臭問題についてであります。

この問題は、何とか住民の目線で双方とも納得できる解決方法がないものかと真剣に考えている一人でございます。私は一貫として議員の立場から、困っている人の立場になってみて、見て見ぬふりはできないということに思っております。議員としての立場は、議員は住民全体の利益のため、法令に基づいて公平にその権限を行使すべきである。また、あくまで議員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないということに肝に銘じております。私は議員に当選してから、この一貫した所信を忘れずに議員活動を続けているつもりでございます。

この悪臭問題は、平成13年ころから発生し、いまだに解決のめどが立っておりません。膠着状態が続いておりますが、何とか解決のめどが立つまで、私は住民を見守っていきたくと思っております。

まず、質問に入りますけれども、1つ、この悪臭問題は、9月から11月まで、前回の定例会から今までの3カ月間の行政側の相手方との対応の仕方はどのようなものかをお尋ねするものであります。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康福祉課長、高原芳昭君。

○健康福祉課長（高原芳昭君） 11番、木原秀男議員のご質問にご答弁を申し上げます。

悪臭問題（池の原地区）についての（1）でございますが、行政側の9月から11月までの対応についてのお尋ねでございますが、この池の原地区につきまして去る8月21日に地区住民への経過報告会を実施いたしました。この以後につきまして、以前からの状況であります。推移を見守る状況ということで、特段の対応は行ってきておりませんが、現実その期間、臭気の測定ということでの対応はしておったところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 今の答弁ですけれども、そうすると、この3カ月の間はそのような行動しかとれなかったのですか。答弁願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長、高原芳昭君。

○健康福祉課長（高原芳昭君） 公害担当ということの立場からすれば、現時点で臭気、においについての状況を見るという過程の対応しか現時点ではしておりませんでした。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 健康福祉課長は、この悪臭問題として、この悪臭とはどういうふうにとらえているのか答弁願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長、高原芳昭君。

○健康福祉課長（高原芳昭君） 課長の立場として、悪臭についてはどういう考えを持っているかということですが、悪臭につきましても、当然こういう部分については公害関係になりますと規制ということですが、それに基づきまして法で縛りの出てくる部分がございます。ですから、においにつきましても、それぞれ個々に感じ方が違うケースがあるのかなというのは感じております。そういった中身で、当然こういった規制に関しては基準値というのがございますので、感じ方が個々によっては大いに感じる、感じない人と感じる人ということもございますので、あくまでもこの悪臭については規制基準があれば、基準で判断せざるを得ないのかなということでの認識をしております。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） まず、新しく健康福祉課長が来られたわけですから、やはりその根本からそういうふうなことを考えないと、問題は解決の方向にはいかないと思うんですよ。それで、しかし悪臭とは、人に、今言われたように、個人差があるということは書いてありますよね。しかし、不可解なもの、こういうふうな数値化が困難ではありますけれども、特に地域一帯に悪臭をもたらす規模の場合は公害とみなすというふうに定義づけされているんですよ。定義づけされているの。それを一応どういうふうに解釈しますか、答弁願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長、高原芳昭君。

○健康福祉課長（高原芳昭君） その定義づけということですが、あくまでも基準値、規制がかかれば、基準値をオーバーすれば当然行政指導という形になるかと思いますが、この基準値内となれば、その中での話をせざるを得ないのかなということで、感じ方が大いに

感じる人と違うふうを感じる方もいますので、あくまでも判断基準としてはその基準値の中でのお話をせざるを得ないのかなということでの考えを持っております。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） その基準値というのはどういうふうな数字を指すんですか。今、課長がおっしゃった基準値というのは、値ですね。どういうふうなものを指すんですか。どういうふうな、具体的な数字があれば答弁願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長、高原芳昭君。

○健康福祉課長（高原芳昭君） 県のほうでこの悪臭防止法というのを制定して、地域設定されておりますが、市街化区域、調整区域というふうに分かれておりまして、今回この地域で示されております悪臭、いわゆる硫化水素、アンモニア臭については基準が2ppmということで示されております。そういった中身で、現在ここで臭気等測定の方法には境界地点でのということがございますが、その境界地点での臭気の測定結果、検出不能という状況での結果が出ておりますので、その基準内ということで判断をしているところでございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） その基準というのは、基準内というのは県の基準ですか。もし、本当にそういうふうな基準があるとすれば、どういうふうな法律で、どういう何条にあるか教えてください。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長、高原芳昭君。

○健康福祉課長（高原芳昭君） その規制につきましては、悪臭防止法の3条に基づく規制の設定ということでございまして、この規制につきましては以前からお話がありました点で、今般、市街化区域のみの規制区域を拡大ということで、10月28日に県報登載になりまして、いわゆる本町の市街化区域のエリアを新たに規制設定した区域が来年の3月1日に設定されます。そちらの設定につきましては、あくまでも悪臭防止法3条に基づきまして規制の設定を県のほうでさせていただいて、3月1日から施行するという中身になっております。

〔発言する者あり〕

○議長（渡辺定己君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高原芳昭君） 失礼しました。

規制をしているのは悪臭防止法で規制しております。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） だから、悪臭防止法で規制されているということですが、この法律にはそういうふうなこと書いてありませんよ。個人差はあると、個人差はあるけれども、この悪臭というのは地域一帯に悪臭をもたらす場合は公害とみなすというふうに定義づけられているの。だから、悪臭防止法には数値的なものは書いていないはずですよ。書いてありますか、本当に。答弁願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

○健康福祉課長（高原芳昭君） 悪臭防止法の中で、当然物質、種類によって規制をかけるというのがありますので、その中で、特定悪臭物質を含む気体の事業場の敷地の境界線の地表における規制基準というのがございます。そちらに基づいて、規制値が設定されております。以上です。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） では、その悪臭の数値化になるまでの、その検査方法ですか、検査方法はというふうに検査するんですか、答弁願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長、高原芳昭君。

○健康福祉課長（高原芳昭君） 検査方法につきましては、法律で定めております機器の分析を補完する検知管法により、境界地点で測定しております。この部分について、当地においてアンモニアと硫化水素というのを検査しております。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 検査する場所もそうでしょうけれども、結局この臭気指数というのは三点比較式臭袋法というふうな測定方法があるとは書いてあります。ですから、その場所はどこで、というふうに、何人で、というふうな臭気検査をするんですか。

○議長（渡辺定己君） 暫時休議いたします。

休議 午前11時32分

開議 午前11時33分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

健康福祉課長、高原芳昭君。

○健康福祉課長（高原芳昭君） 検査方法につきましては、担当職員のほうでやっておりますので、これからも臭気については検知管法という方法で検査していきたいというふうに考えております。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 私が聞いているのは、この3カ月の間に結局そういうふうな何回検査をしたかわからないけれども、もう少し具体的に、どこの場所で検査測定したかを私は聞きたいんですよ。おかしな方向で検査したって、そういうふうなのは感知しないかもしれないですよ。風の方向もあるし、放射能と同じでしょう。だから、そういうふうな場所はどこで、どういうふうなところで測定したかをちょっと知りたいんですよ。そしてまた、なおかつ3カ月の間に何回くらいやったのか。よろしくお願いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長、高原芳昭君。

○健康福祉課長（高原芳昭君） 検査の場所につきましては、その事業所のいわゆる東側の道路の境界付近と、鉄道側のいわゆる西側の方面の境界付近で実施しております。

この3カ月間におきましては、9月に一度、11月に一度ということで、3カ月に2回、曜日等、日にち等は指定せず、天候状況によって検査をしております。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） しつこいようですけれども、やっぱり放射能と同じく、まず丁寧に何回も、天候が変わるとか、雨の場合とか雨が降っていない場合とかを、それも具体的に測定してもらいたいんですよ。そうでないと、結局個人差がある個人差があると言って、しかし大部分の方がそういうふうなもので困っておるんですよ。だから、もう少し真剣に対応してもらいたいんです。答弁願います。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原議員に申し上げます。

（1）のあれは9月から11月までの対応となっています。

○11番（木原秀男君） 情勢があったので。

○議長（渡辺定己君） ええ。それで、関連があるから今まで許したんですけれども、その範囲内の答えで対応したいと思っておりますので、その点よろしくお願いします。

質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（高原芳昭君） その点に関しましては、その感じ方がございますので、天候状況等を加味しながら、回数等をふやしながら検査してみたいと思います。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 真剣に、本当に住民が困っているんですから、対応してください。

それを約束してくださいよ。

それから、（2）番の住民アンケートの件でお尋ねします。

前の課長は、検討しますと言っておったんですよ。それで、どういうふうに検討されたのか。それは検討するということが物すごく重要な意味がありますから、検討されたその中身を答弁願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康福祉課長、高原芳昭君。

○健康福祉課長（高原芳昭君） 住民アンケートの実施ということでございますが、そのアンケートの実施等につきまして前回検討するという状況でございましたが、現時点でそのアンケートを実施する内容等に精査しておりませんので、現時点での検討はしておりません。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） そうしますと、その検討するということがお役所言葉なんですか。

どういうふうにそれは、住民アンケートをとというふうの前ご提案させていただいたんですけども、検討しますというふうにおっしゃったんですけども、その本当に検討する必要はないんですか、お尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長、高原芳昭君。

○健康福祉課長（高原芳昭君） 当然、住民アンケートということになりますと、その悪臭問題についてという説明になるかと思いますが、そういった部分を総合的に勘案して、必要な状況になれば検討していかなくちゃならないのかなというふうに思いますので、その時期を見ながら対応していきたいというふうに考えております。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 検討するということが、本当に住民が困っているんですから、それは早急に実施すべきではないでしょうか。2,100名の署名もあるんじゃないですか。だから、

そういうふうなことはアンケート調査というふうなことで、これはやっぱり実施してもらいたいですよ。検討、時期が来たらというふうなときというのはどういうときですか、時期というのは。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長、高原芳昭君。

○健康福祉課長（高原芳昭君） アンケートを実施するということがなると、二千数百名の署名等集まっておりますので、当然アンケートとなると、その場所の利用とかそういった部分での内容になるのかなということと考えておったものですから、この悪臭についてイエスカノーかというアンケートにはなかなか対応、今現時点ではし切れないということでしたので、そういった中身を検討しながらアンケートするということでの答弁でありましたので、ご了解いただければというように思います。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 私の聞いているのは、結局その時期、住民アンケートを実施する時期、そういうふうなタイミング、それはどういうふうなタイミングを検討されているんですか、お尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長、高原芳昭君。

○健康福祉課長（高原芳昭君） アンケートの実施の時期ということでございますが、当然以前からこの部分に関しては話し合いの中でということがございましたので、そういった話し合いを含めながら推移を見て、必要な状況になれば、アンケートの実施が必要になれば実施していきたいなという考えをしております。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 要するに、そのタイミングというか、もうこれだけ長期間にわたってこういうふうな問題が発生して、結局私らから見れば、本当にもうあきらめればいいんじゃないかなんていうふうな考えでおるような気がするんですよ、私はね。だから、これはまずいなというふうに私は思うんですよ。やっぱり住民に寄り添って寄り添って、よく考えていただきたい。住民の目線で考えていただきたいというのは私の願いなんです。では、私も記憶しておりますから、そのタイミングですね。そういうふうな時期が来たらばというふうなことを記憶しておりますから、よろしくお願いしますよ。

それから、3つ目ですけれども、町長のこの悪臭問題に関しての政治姿勢を伺いたいですよ。この悪臭問題に関しての政治姿勢を伺いたいですよ。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ただいまのご質問でありますけれども、本件につきましては、3月議会、さらには9月議会に同様の質問をいただいております。この件につきましては、事業主が法に反する状況下にはないという、今そういう状況でありますけれども、（1）番、さらには（2）番でお話しされたように、法には確かに反していないかもしれませんが、議員さんが言われるように、これについては不可解なものだという、それは私も同じように思っております。

そういう中で、これについては地域住民といわゆる事業主、そして町の三者で話し合いを重ねていくことが大切であるということで今までも申し上げてまいりました。その当時は、かなり時間は経過しておりますけれども、この問題については今後もそのような中で、三者の中で話し合いをしながら解決策を見出していきたいというふうに私は考えております。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 宮沢賢治の「雨ニモマケズ」という詩がありますよね。相田みつをもいいんですけれども、この宮沢賢治もすばらしいと私は思いますよ。「雨ニモマケズ、風ニモマケズ」、その後はずっとごらんとおりですよ。そして、東に病気の人がいたら寄り添ってやる、西に行って疲れた母がいればよく話を聞いてやるとか、こういうふうな態度が必要なんじゃないでしょうか。町長はどういうふうに思いますか、この宮沢賢治の詩を。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） この問題につきましては、私も代表者の方から昨年度、11、10月ころですか、お話を聞きました。そういう中で、この問題については、私も以前からこの地域にあることは、この町のいろんな住宅地について及ぼすことは大きいというふうに思っております。そういう中で、いち早くいわゆる公害規制というものを拡大をして、今回、災害ではちょっとおくれましたけれども、来年の3月以降にはこの公害規制が拡大されるという、そういうこともございました。そういう中で、いずれにしてもこの問題については、今、宮沢賢治ではないでありますけれども、粘り強くこれからこういったものについて根気よく対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 大変この問題は、これはほおかぶり、見て見ぬふりはできないんで

すよ。物すごい教訓、ましてやまた、あるいは危険性がはらんでいると思うんです。まず、確認申請が書類が整っているとか、そういうふうなものであれば、すべておろす、許可する、通過させるですか、そういうふうな体制とか、私が一番やっぱり懸念しているのは、あそこの地区がほかの今度は住宅が建たないんじゃないかなというふうなこともあるし、町長は安全と安心、そして町民の財産を守る立場にいるんですよ。土地の評価がおけるとか、低くなるとか、そういうふうな問題もはらんでいるんですよ。だから、ああいうふうな特殊のところは、例えば建築確認なんかはすつと来たらば、また同じく書類が整っているから通過させて許可になるような考えを持っているんでしょうか、お尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ただいまの件でありますけれども、いずれにしても今あの部分については宅地という状況でございます。そういう中で、法律の中で申請のあった、これからどういふふうな申請がされるかわかりませんが、その法律に基づいて我々は執行するという状況でございます。

そういう中でも、ただ、先ほど申し上げましたように、いずれにしてもこれを阻止するようなことについては町としてはこれからは対応していきますけれども、法律もございまして、その辺を勘案しながらやらざるを得ない。町が法律に違反してもならないし、当然事業主も法律を違反してはならないという、そういう中での今回のこういった問題でありますので、今後もそういう意味での、いずれにしても町の方針としては何とか宅地でない方向ですね、いわゆる畜舎でない方向には持っていきたいというふうには考えておりますけれども、いずれにしてもどちらも法律に違反することはできないと、そういうことでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） だから、私が言いたいのは、すべて法律すべて法律で、それで書類が整っていれば通過させるのかというふうなことをお聞きしたら、その答弁なんです、例えば町の真ん中に反社会的な勢力が事務所を構えたとか、そうした場合も法律に違反してはいけませんよ。しかし、不気味だから、子供に被害がかかると大変だから、周りに被害がこうむると大変だからということで、やはり署名して、そういうふうな出ていってもらおうとかというふうな考えは持つでしょうと思うんですよ。だから、結局、法律法律と言っているけれども、法律は万能じゃない。私から見れば、社会的な規範もあるし、道徳、倫理があるんじゃないでしょうか。

だから、そういうふうなものも考えて、結局あの地区はそういうふうな、ただし、許可す

れば今度は後から問題が出てくるんじゃないですか。ああ、こういうところだったのかというふうな大問題が発生すると思うんです。だから、私は聞いているんですよ。だから、やっぱりその中でいえば、あとリスク管理ですか、危機管理の甘さが物すごく見られるなというふうな気がするんですよ。だから、法律が万能ではない、すべてではないということなんです。社会的な規範もあるし、そういうふうなことはどういうふうに考えているんですか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） いずれにしましても、法律は確かに万能でないということも一部考えられますけれども、私も先ほど言いましたように、この問題については町として、いわゆる私も就任して1年と半年でありますけれども、それ以前はちょっと承知はしておりませんが、ただ、町としての考え方は、今申し上げたように、あそこにあのようないわゆる畜舎があるということについては、やはり阻止しなければならないという考え方でありまして、そういう中で、今後も町の考えとして対応していきたい。当然、そのような住民の力強い声援も受けながら、今後その法律は法律、あるかもしれませんが、町としての考え方として対応していきたいというふうに考えております。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） この問題に関してもう40分、私は使ったっていいと思うんですよ。ただし、問題は、お互いに人間は共同共有しなきゃならないとすれば、やはり結局お互いに、そういうふうな町が中に入ってやらないと裁判ざたになる可能性もあるんじゃないでしょうか、お互いに訴えられて。そうした場合は、法律でやるというふうなことでしょうけれども、その前に解決策を見つけなければならないと思うんですよ。

ですから、さっき3カ月の間に何をやっとなと、大した回数もはかっていない、2回くらいしかやっていないじゃないですか。だから、どんどん進めば、どんどん進んじゃうと、かなりまた問題が大きくなっちゃうんじゃないでしょうかね。ですから、裁判になったらお互いに損だから、どうしても解決のめどは見つけなきゃならないなというふうに考えているんです。裁判になった場合、もうそういうふうになった場合の町長の考え方はどうですか、お伺いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 裁判の件でありますけれども、ここで裁判云々ということについては申し上げられません。

いずれにしても、こういった裁判ざたにならない、そういう中、私もいわゆる地区代表の

方にもお話し申し上げましたけれども、この問題についてはいち早くとにかく三者でお話し合いをして、何とかその解決策を見出していきたいと思いますというお話をさせていただきました。そういう中で、住民側についても三者での話し合いについてはその後やらないと、そういった申し出もございました。でも、この9月以降についてはお話し合いをしてもいきたいということもお話しされました。そういう中で、いわゆる事業主のほうにもその旨を担当課のほうからお伝えしたということでもあります。そういう中で、一気にはいかないかもしれませんが、今後も、先ほど言いましたように、粘り強いそういった中身でそれぞれ対応して解決の糸口を見つけていきたいというふうに考えております。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） では、この問題について、あと1つだけちょっとお伺いしておきます。

これ今後、来年から第5次総合計画ですよね。あの地区はどういうふうに位置づけするんですか、お伺いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） 5次総合計画については、現在、計画策定の段階であります。いずれにしても、そういった部分を含めて5次計画の中でどうするかについては検討していきたいというふうに思っています。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） また検討してみますというふうな答弁をいただいたんですけども、本当に検討してくださいよ、中身がある、お役所言葉じゃないように。町長は、この件に関して以外はすばらしい、大活躍していると思うんですよ。だから、本当に住民が困っている。住民が困っているんだから、さっきの宮沢賢治の詩ではありませんけれども、寄り添ってください。住民の目線で頑張ってみてください。

次に移ります。

（4）の町民との対話時間を設けてということなんですけど、昔またあったんですけどね、地域懇談会。あの中身、町の執行が12人もいて、あと町民側が5人くらいしかいないところでは、本当の話もできないし、そしてまた町のほうでも、本当に解決したい、ただポーズだけ、ポーズだけ。仏つくって魂が入っていないというふうな懇談会、懇話会だったんでないかなというふうに私は見ているんです。ですから、結局1カ月に2回くらい、第2土曜日と、第2とか第3でもいいし、1回くらい直接町民と話をする時間を設けてはどうかという

ふうなことなんです。町長がいなかったら副町長でもいるし、総務課長でもおりますから、結局町民と直接対話ですよ。私は直接対話のほうがやっぱりいいんじゃないかなと思うんです。

前回、今泉議員からもこういうふうな懇談会のあれはどうかというふうな話は出ておりましたけれども、私は直接町長との1カ月に2回くらい、第1か第3かを決めて、1時間でも何でもいから、町民との対話の時間を持ってもらいたいというふうなのが私の希望なんです。どうでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） 今回のご質問については、私に対する質問というふうにちょっと最初考えておりませんでしたので、今の質問を聞きますと、私との町民との、いわゆる地域との対話ということでもあります。これについては、今後も引き続きその部分については対応していきたいというふうに思っています。ただ、いずれにしてもその問題についてはいわゆるこの事務主、こういった部分もございます。そういったことも踏まえながら、町がこの三者の中でどのような形でいくか、こういったことも含め、これから話し合いの場については検討してまいりたいと。これも今も検討ということでもありますけれども、前向きな検討にやってまいりたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） それでは、ちょっとこの件はこれまでとして、本当に真摯な対応をお願いしておきます。よろしくお願いします。

それから、公共工事の入札制度についてですけれども、これは公共工事の入札については、国においても地方においても大きな金額が動けば動くほど、後からきな臭い話がつきまっておりますよね。鏡石町も御多分に漏れず、そのような話は聞きます。それはうわさであればいいんですけれどもね。それはやっぱり発注者や建設業者のモラルの低下、それにかかわる国や県においては選挙に金がかかるというふうなこともありますけれども、いずれにしても来春は第一小学校は改築方向に向かわなければならないということで、そういうふうな教育環境の面からいって、そういうおかしな話が聞こえないような公明正大な入札制度をしてもらいたいというふうなことでご質問させていただきます。勉強の意味を含んでおりますが、よろしくお願いします。

まず、1つとして、指名競争入札と一般競争入札方式とはというふうですが、ちょっとこのあれには漏れております、競争入札。「一般競争」というふうになっておりますけれども、指名競争入札と「一般競争入札」の説明ですね。よろしくお願いします。

○議長（渡辺定己君） 質問の途中ですが、昼食を挟み、午後1時まで休議といたします。

休議 午前11時58分

開議 午後 1時00分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（今泉保行君） 11番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

公共工事の入札制度について、指名競争入札と一般競争入札とはというお尋ねでございます。

公共工事の入札制度についてのご質問でございますけれども、契約の締結につきましては、地方自治法により、一般競争入札、指名競争入札、随意契約及び競り売りの方法により締結するものと定められております。

指名競争入札につきましては、有資格者名簿に登録された業者のうち、工事の種別等により一定の条件を満たす業者を指名することにより競争入札を行うものであります。

また、一般競争入札につきましては、有資格者名簿に登録された業者のうち、条件を満たす業者がみずから入札に参加して競争入札を実施するものであります。

なお、一般競争入札におきます当町の設計金額でございますけれども、建築一式工事が1億円以上、土木一式工事が5,000万円以上、その他の工事が3,000万円以上となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 大体調べたとおりです。

あと、それから自治法ばかりじゃなくて会計法、会計法29条の3だね。29条の3に出ていますよね。公共工事の入札指名関係は、本当はこれ一般競争契約というふうにこれで書いてあるんですけども、また条項的には予算・決算とかなんとかという法律の中でうたってありました。

それで、2つ目に移りますが、その前にちょっと工事から契約までのプロセスなど、ちょっと教えてください。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（今泉保行君） それでは、ただいまのご質問ですが、まず工事のいわゆる発注ま

での至る経過でありますけれども、当然対象物件が出てきた場合において、担当部局において、その工事についてのいわゆる発注伺というものが出てまいります。次に、その工事の金額によりまして、いわゆる随意契約か指名競争入札か、一般競争入札はほとんどないんですけれども、指名競争入札かによって、次にその指名競争入札が、まず指名委員会という町の組織がありますけれども、その指名委員会に係るものかどうかの判断によりまして、次の事務に参ります。指名委員会に係るいわゆる金額である場合については、その指名委員会に内申をしまして、その内申によって業者を決定いたします。その決定に基づきまして、担当部局のほうでいわゆる入札の執行通知を、その業者のほうに通知いたします。その通知に基づきまして、後日一定の時期に入札が執行されます。

入札が執行されましたらば、そのいわゆる落札価格者と契約締結というようなことで、その締結についての伺い等を立てまして、結果その伺いに基づきまして、その契約の中身、内容等が決定され、同時にいわゆる支出、予算に基づく支出をするための支出負担行為がその時点で発議されるというような状況になっております。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 大体わかりましたけれども、日本の入札制度は明治23年以来というふうになっているわけですが、国とか県あたりでは、どの一般競争入札、大体、鏡石町あたりは指名競争入札と今言われたような方法をとっているんですが、国とか県においてのお勧めの入札方式というのはあるんですか、お尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（今泉保行君） お勧めの方式ということですが、ご承知のように、地方自治法では基本的には一般競争入札を原則とした形での考え方で自治法上はなっております。ただし、指名競争入札については一定条件のもとに、その指名競争入札をすることができるというような決まりになってございます。さらに、随意契約につきましては、これはいわゆる自治体、市町村ごとではないんですが、施行令の中で、いわゆる金額が、例えば工事ですと130万円未満というようなことで随意契約ができるというような金額立ての区別がされております。

そういう意味では、原則論としては一般競争入札ですが、現実的な対応としては指名競争入札によって対応することができるということの中では、自治体、市町村においては金額の小さいものについては指名競争入札が一般的に実施されておりますし、これまでも実施してきた経過がございます。ですので、お勧めという表現の中では、現時点で最も妥当な方法論として指名競争入札が実施されているというような考え方であります。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 指名競争入札が普通は基本的なものとしてというふうに、ちょっと私が見た文献では書いてあったんですけども、いろいろな方法があるとしても、基本的には指名、一般じゃなくて指名競争入札のほうがお勧めというふうに記入されておりましたよ。それはそういうふうなことで、後で調べればいいことですから。

それで、指名委員会というのはどういうふうなメンバーの構成になっておりますか、お尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（今泉保行君） 指名委員会の構成につきましては、指名委員会の委員長が副町長になっております。委員として、総務課長、産業課長、都市建設課長、それから上下水道課長が委員として構成されております。

○議長（渡辺定己君） 11番。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 今、町長がなっていると言ったよね。普通は町長というのは、私、指名委員会あたりに出席しないほうがいいというふうに文献では書いてあるんだけどね。だから、やっぱりちょっと今、入札関係においてもおかしくなっているのは、そういうふうな関係の方々ばかりだから、第三者的な方々も指名委員になっていただいてというふうな考えはないでしょうか、お尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（今泉保行君） ただいまのご質問ですが、言葉、ちょっと私、足らずのところがあったかと思うんですが、町長ではなくて副町長が委員長ということでなっております。

第三者的な立場の方が入るかどうかということにつきましては、これまではそのようなシステムはございませんでしたし、その中での選考で特にトラブルがあったということはないわけでありまして、ほかの自治体でそのような対応があるかどうかは、ちょっとまだ調べ尽くしておりませんが、今後そのような必要性があるような状況が出てくるときには考えなければいけないことではないかなというふうには考えております。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 今のメンバーの構成は、副町長筆頭にということで、あと町の課長の方々ですよね。だから、結局そういうふうな何かほかの外からおかしなことが起こるとすれ

ば、そういうふうなところのメンバーにも原因があるのかなというふうな気がするんですよ。だから、第三者的なものの方々も入ってもらってというふうになんとか研究して、調べてみて、ちょっと考えてもらいたいんですよ、どうでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（今泉保行君） 先ほど申し上げましたが、それらについては研究してみたいというふうに思います。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） それから、今、回答をいただいた一般競争入札と指名競争の下に、契約として競り売りとか少額随意契約というふうなやつがあるようですね。これも入札の一つですけれども、これはどういうふうな物品とか、金額的にはどのくらいの金額から、少額の随意契約というふうにもうたっているんですけれども、金額的にはどのくらいの金額からか説明願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（今泉保行君） ただいまのご質問ですが、いわゆる町の財務規則に定められている金額ということによろしいでしょうか。そうしますと、先ほど申し上げましたが、財産の買入れ等につきましては80万円未満というような金額が町の規則にのっとった金額ということになります。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 大体そういうふうな財務規程に載っておりましたから、その金額のようすけれども、結局例えばこの入札関係をお聞きしているということは、今後やっぱり学校関係のそういうふうな入札制度というふうなことが前提にあるから調べてみたんですけれども、（2）番として、技術提案型総合評価方式の入札方式というふうなのはどのようなものか。これは学校関係とかそういうふうなものに随分採用されているというふうに文献には書いてあったんですが、この方法はどういうふうな方法か、また学校関係にはこういうふうなものがふさわしいかどうか、どう考えているかお尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（今泉保行君） （2）番の技術提案型総合評価方式とはということでございます。

技術提案型総合評価方式の入札制度につきましては、入札参加者に技術提案を求め、技術

力と価格を総合的に評価して落札業者を決定する方式でございます。いわゆる総合評価方式の適用によりまして、公共工事の施工に必要な技術力を有する業者が施工することによりまして、品質の確保、さらには性能の向上、長寿命化、将来の維持管理の低減化などに有効であるとされております。特に主には高度な技術的な工夫の余地が大きい工事に採用されると言われております。学校関係にふさわしいかということでありますが、それらの入札についても、これらの方式を取り入れることもできるかといいますか、対応できる方式ではないかというふうには考えております。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） わかりました。それは学校関係は、非常に子供の機能性とか環境とかいろいろ考えた場合は、そういうふうな技術提案型の総合評価方式がいいというふうにお勧めとして国の国交省のほうからというふうに文献では見ましたけれども、そういうふうな今言われたようなことですよね。

（3）の第一小学校の改築問題についてお尋ねします。

①といたしまして、小学校の解体、今、解体していませんけれども、解体費用も補助金の対象になるのかということをお尋ねしたいですね。よろしくお願いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） 解体費用も補助金の対象になるかというおたしでございしますが、結論から申し上げます、一小の解体費用も補助金の対象となります。校舎の新築給付金につきましては基本単位が定められておりますが、合算できる項目として解体撤去工事がありますことから、補助事業として申請するものとしてございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） それで安心したんですけれども、一小の建てるのに20億円とかであったならば、その解体費用の金額はどのくらいなんだろうかね、お答え願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育課長、木賊君。

○教育課長（木賊正男君） 11番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

今現在の概算での見込みでありますけれども、解体費用については約9,030万円ほどの概算費用を算出してございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

[11番 木原秀男君 登壇]

○11番(木原秀男君) 解体工事に9,000万円というふうな、補助対象にもなるというふうなことですが、これは矢吹の場合は30億円かかったというふう聞いておるんですけども、結局その金額は、つくる、例えば木造とか3階建てとかというふうな、町長、希望に2階でもよろしいかと思うんですけども、その補助金内で当てはまる金額ですか。

○議長(渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長(木賊正男君) ただいまのご質問にご答弁を申し上げます。

第一小学校の改築の概算経費については、今の時点ですと約20億5,000万円ほどの金額を予定しておりますけれども、そちらの中で先ほど申し上げましたとおり、解体工事に関する費用についても補助事業の対象になってございますし、本第一小学校につきましては、災害復旧工事としての工事対象でもございますので、そちらの補助と合わせまして必要面積がまだございまして、そちらについてはいわゆる増築工事としての予定もしてございます。いずれの補助金も該当しておりますので、そちらで予定したいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(渡辺定己君) 11番、木原秀男君。

[11番 木原秀男君 登壇]

○11番(木原秀男君) 大体わかりました。

一応、③に移りたいんですけども、採用の入札方式とは大体どういうふうに考えているのかな。一般競争入札、制限つきとか、いろいろあるようですけれども、一応そういうふうなこともお尋ねしておきたいなというふうに気がします。よろしくお願いします。

○議長(渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長(高原孝一郎君) では、申し上げます。

第一小学校校舎建築工事につきましては、設計金額が大きくなると考えられますことから、一般競争入札が妥当と思われれます。また、大規模公共工事であることから、品質確保の観点や実績、地域要件を付した条件つき一般競争入札方式による実施がふさわしいのではないかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長(渡辺定己君) 11番、木原秀男君。

[11番 木原秀男君 登壇]

○11番(木原秀男君) 小学校のやっぱり設計から見積もりから、これ大変な時間的なものを要すると思うんですけども、これはやはりかなりの専門的な方々の、建築家ですか、そ

ういうふうな方々を選定しなきゃならないと思うんですけども、そういうふうな方々を応募させて、どういうふうな方法で採用するというふうな考えを持っておりませんか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育課長、木賊正男君。

○教育課長（木賊正男君） ただいまのご質問にご答弁を申し上げます。

これから実際に校舎の建築というふうなことになりますと、いわゆる実施設計を踏みまして、校舎の工事価格が出てまいりますけれども、そちらの中では業者を選定に当たりましては、今回12月の議会にも基本設計の補正予算を組ませていただいております。基本設計、実施設計を踏まえた中で進めるわけではありますが、いわゆる一小の校舎の概要を決めるに当たっては非常に大事なのが設計でございますので、そちらの設計業者を選定するに当たっても十分に考慮した中というふうなことになりますが、先進地の状況を見ますと、そちらの中ではいわゆるプロポーザル方式の提案型の業者を決めていったりというふうなことでありますので、多くの皆さんの意見をいただきながら設計に反映してまいりたいというふうに考えてございます。そうした中で、工事概算を算出し、実際の工事に着工していければというふうに今のところ考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） では、わかりました。

④番に移ります。

地元業者、JVですね。地元業者が参入する余地はあるのか。これだけの大きな工事になるとすれば、ランクがあって大変でしょうけれども、地元業者をできれば何とか参入させたいというふうな考えを持っているんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） 地元業者が参入できる余地はあるのかというおただしでございますが、学校校舎改築につきましては、通常の建物建築に比べ、大きく技術者の工事経験や企業の工事实績等が問われてくることから、有資格業者の中でも経営規模、それから施工能力等の格付要件、学校建築の実績要件等を入札参加資格要件として入札を執行していきたいというふうに考えてございます。ご質問の地元業者の入札参加につきましては、今回の工事については大変難しいのかな、なかなか大変なのかなというふうに考えております。

なお、下請の要請につきましては検討できるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） できるだけ地元業者が参入できる、下請でもいいからというふうに思っておりますよね。賦役が多いですから大変だと思いますが、よろしくお願ひします。

それから、ちょっと聞きたいんですけども、入札に絡む談合、それから疎漏工事、それからダンピングというふうな方法を防ぐ方法はあるのでしょうか。大変やっぱりこれは難しい質問だと思うんですが、入札に絡むきな臭い話が後から出てきては、また環境的にまずいなどと思うもので、前もってそういうふうな方法とかなんとかを考えているとすればですけども、疎漏工事というのは手抜きですよ、こういうふうなものを防ぐ方法はあるのかどうか、ちょっとお尋ねしておきます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（木賊正男君） ただいまのご質問にご答弁を申し上げます。

先ほどご答弁申し上げましたとおり、本工事につきましては膨大な金額の予算が予想されてございます。そういった中では、ただいまご質問にありましたとおり、入札の公正性というふうなことではあつてはならない談合等が考えられますけれども、そちらについてはいわゆる法律に基づいた規定の中で粛々と進めていきたいというふうにも思っております。

それから、品質の確保についても法律がございしますので、そちらで品質を確保するような業者をお願いをすることになるというふうに思いますが、そちらについても法律の規定に基づいて進めていくことになるというふうにご考慮させていただきます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） そのようにできれば取り計らってもらいたいんですけども、私らがちょっと聞いた話によれば、談合というのは、これは絶対なくならないというふうな話も承っているんですよ。だから、そういうふうなことだからといって疎漏工事やダンピング、そういうふうなことを防がなきゃならないなというふうな気はしているんですけども、教育環境上ですね。入札制度は万能ではないというふうにも聞いております。

先ほど、町長が入札の指名委員会に参加したことがないという、参加資格がないというふうなことで安心しているんですけども、やはりくれぐれも学校関係の教育関係ですから、おかしなうわさが立たないようによろしくご配慮願ひしたいと思います。

ではそれから、3つ目に移ります。

3つ目は、桜のオーナー制度についてですけども、40周年記念、約10年前ですね、これ制度化されてやったわけですけども、大体10年も過ぎればいろいろの問題が出てくると

いうふうに、今ちょっとしたことであろうかと思うんですが、現在のオーナー数は何人くらいおられますか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対しての答弁を求めます。

都市建設課長、小貫忠男君。

○都市建設課長（小貫忠男君） 11番、木原議員のご質問にご答弁を申し上げます。

3番の桜のオーナー制度の中の①番の現在のオーナー数でございます。

桜オーナー制度は、平成14年度に町制施行40周年記念事業として、町の木である桜の普及と町民の安らぎや憩いの場とすること並びに釈迦堂川の環境整備を目的として、桜苗木の植樹事業を実施するに当たり、町民や町出身者で毎年桜の管理をしていただける方を対象にオーナーを募ったというようなことございまして、現在は65名となっております。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

[11番 木原秀男君 登壇]

○11番（木原秀男君） 65名ということは65本だと思うんですけども、これはなかなか腐りかけていた、腐るような感じの木もなきにしもあらずなんですけれども、結局それと2番に同じですから、除草は年何回くらいやる、最初からそういうふうな義務づけはあったのでしょうか。年3回というふうな感じが今行われているようなんですけれども、その約束だね。最初からそういうふうなことで応募させたのでしょうかということをお聞きしたいですね。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長、小貫忠男君。

○都市建設課長（小貫忠男君） ②番の年何回というようなことございしますが、当初は年何回というような定めはなく、オーナーみずから環境整備をしていただきたいというようなことで始まりまして、その途中から、なかなか一斉に環境が整わないということがございまして、全町一斉環境美化というふうな時期に合わせ、年に3回実施をしているというような状況となっております。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

[11番 木原秀男君 登壇]

○11番（木原秀男君） 年3回ですよ、今のところ実施されているのは。しかし、都合によって来られない人とか、高齢化している人とか、機械も持っていない人とかおるようなんですけれども、その点はどういうふうに把握しておられますか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫忠男君） 年3回の環境整備の中では、事前に文書によりまして環境整

備の日程のご案内をしていると。その際に、もし当日都合が悪い方については自分の都合に合わせて環境整備をしてくださいというようなご連絡等、さらには機械等がない方については町で貸し出しをしているというようなことで運営をさせていただいております。さらに、どうしても都合が悪いという方については、環境整備の後に、町の作業員さん等の力のほうで環境整備をしているというような状況にあります。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 今お伺いしましたけれども、高齢化したり、例えば他県に行ったりしている方はおられますでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫忠男君） ただいまの質問で、オーナーの方で高齢化とか他県の方というようなご質問でございますが、当然10年経過したということで高齢化になられた方、さらには町外でオーナーになられている方もございまして、そういう方についてはなかなか来るのが大変だということで、知人等をお願いをしているというような状況のようでございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） そういうふうな他県からというふうな人もいると思うんですが、例えばこういうふうな来れない人はシルバーに頼んで1,000円とか何かというふうな数字で、1,000円では足らなかつたら2,000円というふうな感じでの考えはないでしょうか、シルバーに頼むというふうなことで。よろしくお願ひします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫忠男君） シルバーの利用というふうなご質問でございますが、オーナー制度ということで、自分で管理ができる方というふうなことでオーナー制度というふうなことで募集をしていた関係もございまして、シルバーのほうにお願いをするような今のところ考えはございませんでした。ただ、そういうようなお話があれば、シルバーのほうに料金とかいろいろの確認はしてみたいというふうに思います。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） できれば、それを検討していただければありがたいですね。金額を出しても、遠い方はそういうふうな方法しかない。持っていたい、オーナーになっていたというふうなことで、しかし遠い、遠方だというふうなことで、日にちがなかなかとれ

ないというふうなこともあろうかと思うんで、その辺はよろしくお願いします。

3番目に入りますけれども、オーナーの入れかえ変更は可能かというふうなことなんですけれども、よろしくお願いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫忠男君） ③番のオーナーの入れかえという関係でございますが、基本的には入れかえ変更は行わないというふうに考えておりましたが、オーナーの方が亡くなられたり、高齢化などによって管理ができないなどの事情が発生しておりますので、変更等も現在は認めているというような状況にあります。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） わかりました。

世の中変わっておりますから、どんどん進んで、高齢化とかいろんな事情が出てくると思うんです。その辺もなかなか維持管理は大変だと思いますけれども、よろしくお願いします。

私の一般質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君の一般質問はこれまでとします。

◇ 円谷 寛 君

○議長（渡辺定己君） 次に、1番、円谷寛君の一般質問の発言を許します。

1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 本年最後の定例会の最後の質問をさせていただきます1番議員の円谷寛でございます。

2011年というのは、非常に歴史にこの年は末永く刻まれるであろう大変な天災などが起こった年でございますが、この年もあと3週間を残すのみで終わろうとしております。NHKのラジオ番組に「今日は何の日」というのがあります。私も朝早くラジオを聞いているろやっておりますので、毎日聞いているんですけども、歴史的な出来事ではあるんですけども、何か入っていなかったり、あるいは最後のほうに少しだけ触れたり、いろいろなことがあるんですけども、今日だけはそれはありませんでした。今日は一番先に、もちろん報道がありましたのは、言うまでもなく、きょうは日米開戦70年目、日本軍がハワイの真珠湾に奇襲攻撃をかけて米英との戦争が始まった70年目の日であります。そして、私どもはこの日は絶対に忘れてはならない日だというふうに思っております。

けさの毎日新聞の「余録」という記事、コラムがあるんですけども、この「余録」で非

常に意味のある文章がございました。この日米開戦のレールを敷いた人たち、まず近衛文麿でございませぬ。この人は日中戦争で国民政府を相手としつつということで、一方的に侵略をし続けた指導者だったんですけれども、そして日中戦争を泥沼化をした張本人なんですけれども、さらには2人目としては、日独伊三国同盟を推進して、独ソ戦の開戦時には日本はソ連に対して兵を進めるべきだと、こういう提言をした松岡洋右。さらには、この中国侵略戦争の発端を開いた原点である1931年9月18日、中国では9.18事変とするんですけれども、みずからの所有物である満州鉄道を関東軍は爆破をして、中国がやったんだということで攻め入っていったわけなんですけれども、この仕掛けた軍人、石原莞爾。これらの責任ある人々がそれぞれの言葉が載っているんですけれども、アメリカと戦争をやったらばもたないと、これは負けるんだということをそれぞれ、国じゅうが戦争で真珠湾を壊滅的なアメリカ軍の基地に攻撃を与えて戦果は得たという日本人が夢中になっているときに、これらのかつての指導者は、負けるんだと、こんな戦争をやったら負けるんだということでしゃべっているというんですね。

非常にそういうことであるならば、この人たちは命を張って戦争を阻止しなければならなかった、そういう人々なんです。大変、無責任な人たちがこのような国を誤った方向をとってきたということを我々は忘れてはならない。権力者というのは、往々にして、みずからの保身のためにこのようなひきょうな対応をとるものだということをやはり忘れてはならないことだというふうに思うんです。

それから、米英と戦争に日本は負けたんだということになっておりますけれども、そこだけに目をやるのは大変危険なんだと、きちんと真相を見ていないんじゃないかというふうに思うんです。日本がああ戦争で米英を相手に戦ったのは、たった3年8カ月です。しかし、中国とは、これは元東京教育大学教授の家永三郎氏の説によれば、この戦争は正式には15年戦争ということで、一番戦った戦場は中国大陸であったということですね。ここに日本軍は大変な兵力を投入して、15年間にわたって常時50万以上の兵力を投入をして戦ってきた、この事態を忘れてはならない。やはり日本が9.18事変で、ことしはちょうど80年ですか、80年目になりますけれども、この9.18で満州事変を起こした、そのことがこの第二次大戦に米英との戦いにも行かざるを得なかったということで、やはり我々はこの中国侵略、原点である9.18、さらにはきょうの12.8、さらには8月15日、この3つの日をやはり忘れてはならない我々の歴史的な日にちであるということを思うわけでございます。

先日、近所の出身で幼友達といいますか、私より若いんですけれども、その昭和20年生まれの人が郡山のほうで働いていたんですけれども、亡くなりました。私も焼香に行ってきたんですけれども、ちょうど本当の戦争の終戦の直前に満州で、今、満州という言葉は中国に行くと怒られるそうですね。そういう国はなかったんだと、日本の軍部が勝手につく

った国であって、そういう国は中国は認めていないと言われるそうなのですが、その満州で生まれて、終戦になって引き揚げてきた。そのときに、その遺族に話を聞いたんですけども、この引き揚げ船はもう本当に身動きできないほど満員だと。食料はほとんど与えられなかったと。本当に餓死寸前のような状態で引き揚げてきたわけですね。それで、赤ちゃんは、乳が出ませんから母乳が、それで大変泣いたと。そうすると、周りの人に迷惑をかけた。母親も苦になって、海の中さ、この子供を捨てようということをそのお兄さんに言ったそうなのですが、8歳の兄は、どうか捨てないでくださいと、私が食べるものを食べないでお母さんに食べさせますからということで、泣いて説得して、その弟をおぶって日本に上陸したんだということを話をしておりました。

そして、この船に乗った日本人にはみんな青酸カリというものを与えられていて、さあ、いつでも死んでくださいというふうな、そういう対応をされていたということを知りまして、非常に今さらながら戦争の非人間性、国家というものの冷酷さというものを知らされたわけです。このような意味で、我々は12月8日は、同時に8月15日、さらには9月18日、満州事変の日と一緒に覚えておかなければならない日だと思います。

ことしはGDPで日本を抜いたということ、さらには海軍力を最近増強しているということで、特に右翼ジャーナリズムと呼ばれる方々を中心に、中国の強要、こういうものが大変台頭しております。しかし、100年前に孫文が指導した辛亥革命、この映画は今、郡山で上映されております。「1911」という中国映画でございますけれども、100年前、孫文が指導した辛亥革命の当時の中国というのは、イギリスのアヘン戦争などを仕掛けられて、そして香港を奪われたり、中国の上海などの中が次々と植民地支配のようになっていった。そのときに皇帝や指導者は、軍閥などは自分の身の保身ばかり考えていたと。そういうさんさんたる状態を、孫文は何とかして国民の誇りを取り戻さなければならないということで、この辛亥革命を指導したという映画でございますが、やはりそれからちょうどことしは100年目に当たっているわけございまして、我々はこの中国が最近生意気だなんて言う前に、そこに我々が犯してきた誤りというものと、その中で置かれた中国人民の立場ということを考えれば、我々が二度とそういうふうな惨めな立場には立ちたくないと言って、いろいろな軍備などもやっているということについては、やはり考えていかなくちやならないんじゃないかというふうに思います。

さらに、ことしは地震とか放射能汚染とさんざんな一年でありましたけれども、明るいニュースといえば、私は一つには、ことしの流行語大賞になりました「なでしこジャパン」、いわゆる女子サッカーの世界カップ優勝、もう一つは、やはり先日来日をしましたブータン国王夫妻の来日ではなかったかと思うのであります。特にブータン国王夫妻の来日では、国民総幸福量という、いわゆるGNHという数字が、言葉が新聞とかテレビなどで紹介をさ

れました。このヒマラヤ山脈の一小国は、経済的には大変貧しい、さらにヒマラヤ山脈ということで気候も全く厳しいところにある国ですが、国民の97%が自分は幸福だと思っているということでもあります。

それに引きかえ、我々日本という国は、先日まで、ことし中国にGDPで抜かれたわけですが、世界2位のGDPを誇ってきたながら、十数年にわたって毎年3万人をも超す人々が自殺をしているという、この我が国のあり方、格差社会、さらには失業や生活苦にたくさんの人々が苦しむこの国のあり方、こういうものをもう少し原点に立ち返り考えるべきではないかと、そういう機会を与えてくれたのがワンチュク国王夫妻の来日ではなかったのかと思います。

実は、私はこの場所で、このブータンという国を紹介したことがあるんですね。それはどうということかということ、大変、日本国憲法をみんな今ばかりにしているような方が多いんですけども、特にその第9条、これがいかに大切かということをお願いしたときに、戦後六十数年たって第2次大戦後、アジアで戦争をやっていない国は日本とこのブータンの2カ国しかないということを私はここで申し上げました。あのワンチュク国王の温かいしぐさと表情の中に何かその秘密というか、そういうものがあるような気がしたんですけども、やはり我々はこのブータンの国のあり方、国民総幸福量、そういうものを国の国威としている、その国のあり方には多くの学ぶべき点があるのではないかというふうに思います。

大変前置き長くなりましたけれども、以下、通告書に従って質問をさせていただきます。質問の第1点は、放射能対策についてであります。

(1)として、食品等の放射能測定装置の導入についてということで申し上げておきました。

町民は放射能で汚染された食品を子供たちに与えることの不安というものが大変なストレスになっている。先ほども同僚議員の質問にありましたように、内部被曝というものは外部被曝よりも大変恐ろしいものがある。特に子供においては大きな影響を持っているということでございまして、これを安心してやっぱり食べてもらうには検査をしなければならない。それで、ここにも挙げていますけれども、既に天栄村などは大変好評を得ている食品等の放射能測定器、これを町も導入して、町民の安全・安心の確保に町は努力すべきであると考えているかがかという通告をしておりました。まず、これについてご回答をお願いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行部の答弁を求めます。

健康福祉課長、高原芳昭君。

○健康福祉課長（高原芳昭君） 1番議員、円谷寛議員の質問にご答弁を申し上げます。

放射能対策ということで、食品等放射能測定装置の導入についてということで、天栄村のほうでも導入して好評を得ているというご質問でございしますが、震災直後に起きました東京

電力原子力発電所の原発事故がまだ収束が見えておらない状況の中で、食品等の放射能汚染、さらには小さな子供のいる親御さんの心配は尽きないものと感じております。町としても、町内産の農産物につきましては、産業課の担当課のほうで県の緊急モニタリング調査に加わりまして、独自に収穫期を迎えた農産物を対象に、随時検査機関に持ち込み検査をし、安全・安心を確認しているところでございます。

ご指摘の食品等の放射能測定装置を町でも導入して町民の安全・安心に努力すべきではないかというおただしであります。食の安心・安全に対する関心は高くなってきていることから、前の議員の質問にもお答え申し上げましたが、本町において持ち込んで簡易的に分析のできる機器の導入、本定例会に補正予算として計上させていただきました。議決後には早急に対応したいなというふうに考えております。

なお、天栄村では現在、3台予定のところ2台を購入して実施しているとの状況でございます。こちらについてもガンマ線の測定ということでの対応機器ということを聞き及んでおりますので、本町でも検討しながら対応したいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 今、課長からあったんですけども、そのもうちょっと台数とか、どのような種類のものかをちょっともう少し詳しくお願いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（高原芳昭君） まず、台数でございますが、台数につきましては、現時点で1台を予定しております。

どういう内容のものかということでございますが、検討している機器についてはNaIのシンチレーション型、いわゆる放射性物質の測定ということで、ガンマ線、いわゆるヨウ素、セシウムということでの検査検出項目をねらいとしているものを検討しているところでございます。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） わかりましたが、問題は、このせっかく高額な機械を購入するわけですから、やはり有効に活用しなくちゃならない。あるいは、そのためにはもう少し、今までの仕事をみんなそれぞれ職員は持っているわけですね。ですから、そういう担当の例えばここに（2）番にある放射能対策室のようなものを設置をして、もう少し専門にそういう町民

の要望にこたえられるような、しかも一定の技術を必要とする機械だと思しますので、そのことによってこの機械の利用度を向上させる、そういうことができるのではないかと思います。そのような例えば放射能対策室、名前は何でもいいんですけども、こういうものを設置をすることはどうなのかお尋ねをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

放射能の対策室でございますけれども、今回の原発事故の対策につきましては、環境放射線のモニタリング調査、さらには除染対策、そして損害賠償対策、さらには風評被害対策など多岐にわたります。また、原発事故の収束までには、これは長い時間を要するものと考えております。町の復旧・復興をする上でも、この対策については前提条件となりますので、これについては全町を挙げて対応していかなければならないというふうに考えております。

そこで、現在、各課から成りますプロジェクトチームの設置を今月を指示をしたということでありまして。そういう中で、この対策の内容、さらには方向性とあわせまして、これら対策に必要な人員等がどうなるのか、こういったものを検討しまして、どのようにして効率的にやっていけるかについて検討をさせていただきたいというふうに今思っているところであります。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） ぜひ、町民の不安いろいろございますので、それに対応して、そういうものを設置をして取り組んでいただきたいというふうに思います。

2つ目の大きい項目に移ります。

これは育英資金貸付費制度の改善についてということですね。

今年度は育英資金貸付費の利用者がなかったということを知ったんですけども、やはりこれはちょっとこの制度がみんな利用者のニーズになかなか合っていないのかなというふうに率直に思います。どういうところが合っていないのか、いろいろ理由はあると思うんですけども、できればお金でもあれば、返済のないままであればいいんでしょうけれども、そうは財源に限りがありますからできない。だとすれば、少しでも魅力あるものとするためには、もう少し貸付額というものをもっと幅を持たせて、例えば自宅通学者とアパートなんかを借りている場合とか、さらには医学部とか薬学部などのそういう学部は大変お金もかかるということもございますから、そういうものにはもっと幅をふやすとか、そういうものをもっと少し、そのニーズに合わせた幅を持たせて改正をすべきというふうに考えているんですけども、これに対して教育長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

育英資金貸与者については、平成18年度に11人を数えましたが、その後、貸与申込者が減少し、23年度の新規貸与件数はゼロという現在の状況であります。貸与申込者が減った原因の一つとして、貸与額が考えられますことから、現状に見合った毎月の学費貸与額の増額と返済期間の延長についての条例改正を今議会に提案させていただいたところでございます。4年制大学の場合を例えますと、月額3万円以内を5万円以内と増額改正を提案させていただきましたので、貸与申込者の大学の状況に応じ、貸与額の範囲の中で必要額を申請していただければと考えているところでございます。

また、貸与額がふえれば、償還金もふえ、その後の返済が厳しくなりますことから、利用者の状況に応じて借り入れ申し込みをいただければと考えております。

なお、より多くの奨学金を必要とされる方のためには、国・県等の奨学金制度についても在学先の学校等を通じて紹介してまいりたいと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 3万円から5万円にしたということは、これは評価をしなくちゃならないと思うんですけども、ただ、この中でもちょっと私、書いていましたように、例えば医学部なんかに入った場合は、それは大変お金がかかるようになるわけですね。でも、これかかっても、これは元が取れると言ったらちょっと語弊があるんですけども、返済能力もできるわけですよ。だから、こういう場合にはもう少し別枠といいますか、医学生はもっと上げるとか、そういうことは検討してもいいんじゃないかと思うんですけども、どうでしょうか、その辺お尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ただいまのご質問にご答弁申し上げます。

育英資金の目的は、経済的理由によって就学困難と認められる者に対して貸与をするものでございます。貸与をする額は、4年制大学、月5万円というのは、近隣市町村の貸与額と比較しても妥当な金額ではないかなというふうにとらえてございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） それは3万円から5万円に上がったというのは、前に評価していますけれども、ただ、医学部の場合にはもっともっと金がかかって、何ぼ優秀でも医学部だけは財力もないと上げられないというふうな現状にあるわけですから、これから急にはいかないでしょうけれども、検討するに当たってぜひ考えていただきたいというふうに要望しておきます。

3点目は、町の人材確保策についてでございますね。

これは私がここで言うまでもないんですけれども、やはり町を発展させるのは優秀な人材だと、こういう人材の確保が重要であるということは、これには異論はないというふうに思うんです。やはりその優秀な人材をどういうふうにして確保していくのかということについてでございますが、やはり今のように非常に限られた年代層、さらには限られた学歴、そういう狭くつぼめちゃった中では本当に優秀な人がなかなかつかめないんじゃないかと。

例えば、今、徳島県の上勝町という町が全国的に町おこしなどで関心のある人々に注目を起きて、全国から人たちが集まっている。これは何かというと、農協の職員ですか、この職員を町が上勝町がスカウトして町で引っ張ってきたんですね。そして、町が葉っぱビジネスと称される、いわゆる料亭などで使う葉っぱですね、そういうものを町の特産物として出荷をしている。そして、70、80のおばあちゃんが、私は町長の給料よりも稼いでいるんだというようなことを胸を張って言っているわけですね。そういう町づくりをやったのには、それはやはりその人だったんですね。そういう人を年がいても何もとにかく探してきて、そういう事業に当たらせるというようなことも町おこしの中では必要なんじゃないか。

そういうためには、今の非常に狭い新学卒などを中心とした採用の方式にはちょっとなかなかそういう人をつかむことは難しいのではないかと思いますので、この辺、町長、もう少しその人材確保のためにもっと抜本的な検討が必要なのではないかと思いますけれども、これに対する町長の考えを答弁してください。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ご質問にご答弁申し上げます。

町のいわゆる職員の人材確保ということについては、私も議員と同感であります。そういう中で、震災対策、さらには地方分権、そして行財政改革が推進される中で、町役場の組織体制をしっかりとさせるということについては、町づくりにとっても大変重要だというふうに私も認識をしております。そういう中で、町づくりのために働く優秀な人材を確保すること、優秀な人材に育てていくことはともに重要であるということで、ご質問のように、社会の実績を持つ、そういった人材の採用など、多様な採用も必要かというふうには考えているところであります。

24年度の新採の職員の採用の状況でありますけれども、若干年齢は高くはないんですが、21歳から29歳と、そういった24年度についてもこういった幅を持って今回採用の試験をしたと、そういったことも含めて、今後、今おっしゃられた部分についても含めて検討をさせていただきますと思います。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） ぜひ、優秀な人材がいたらば、ちょっと年をとっていても、学歴がなくても、やっぱり町でそういう人をスカウトして町おこしを担当させるというふうな、そんなようなもっと弾力性を持った人事と採用をぜひお願いしておきたいと思います。

大きな項目の4点目でございますが、これは羽鳥幹線水路、何か通称は日蓄3号線とかというそうですね。日蓄というのは、岩瀬牧場の所有者が日本畜産とかと昔いったから、そう呼ばれるのかなと思うんですけれども、日蓄3号線の水路の復旧についてでございます。

我々、常任委員会でも前回の定例会の中で、この現地を見てまいりました。農家の話を聞いても、あの上にU字溝サイホンがあると、機械を入れるのでも不便だし、何よりも地震で今はみんな落ちちゃったんですけれども、その前でも漏水が甚だしいんですね。私はあの田んぼの下の休田を耕作しているんですけれども、水路がもうのみ切れないほど夏は水が落ちるんです。それはみんな漏水なんですね。もうじゃあじゃあと本当に見事に漏水していたんですね、その水路というのは、地震で落ちる前までね。だから、物すごく無駄な水をやっているんですね。それで、先のほうには行かない。先のほうは水がなくて大騒ぎしているんですね。あの下は、もうはき切れないほどざあざあ水路から落ちちゃうんですね。だから、非常に時代おくれですね。

もう今、国の硬直した方針の中では、何か災害復旧はもとに戻すのが原則だ、それはあのおりでないとだめなんだというふうなことを言っているそうですけれども、これは今、地方分権なんて騒いでいる中で、地域の現状というものを考えないで、非常に私はばかげた議論ではないかと思うんですね。もう本当に、あの水路はもう時代おくれですね。そして、あの下に支えている橋脚といいますか、あのコンクリは全部だめなんですね、あれ。あれは使えない。というのは、ほとんど鉄筋も入っていないですね。あれだけの建築物でありながら鉄筋も入っていない。あんなもの、今、通るわけないですね。そうすると、あれを全部作り直してまた上げるとなると、工事費もかかる。

だから、何で、サイホンにすれば上は何もなくなりますので、そこの地下にするわけですから、その部分はどうしても使えますし、田んぼの出入りも自由になると。それで、そこにバルブを設ければ、水は欲しいとき出して、要らないときは先に送れば、先のほうの水不足も解消するというところで、大変これは合理的な方法だと思うんですけれども、原状回復が原則

だから、それはできないという硬直的なことを言っているんですけども、これは我々がもっともっと農林省などに働きかけて、その方法を改めるように、地下方式、サイホン方式にするように努力をすべきじゃないかというふうに思うんですけども、この辺についての見解をお尋ねをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫忠男君） 1番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

羽鳥幹線水路の日蓄3号線の復旧についてということでございますが、ご質問のとおり、災害復旧工事は原形復旧が原則であります。本水路の復旧工事については、国の査定により復旧工事の延長も412メートルとなっております。このうち新設水路の工事区間が294メートル、既設の支柱やかけひの水路の再利用による工事区間が6カ所で118メートルとなっております。このような施工方法や工事が既に発注されておりますことから、災害復旧事業でのサイホン化への移行はできない状況となっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） だから、私も災害復旧の原則はわかるんですけども、もう少しそこを何とかならないんだろうかということをお願いしているんですね。だから、両方で例えば見積もりをしてみて、そしてそれがオーバーするんだっつらば、土地改良区の負担とかを含めてやると。それで、今までの既設の方式と新しいサイホン方式にする、その金額については私は何とでもできるんじゃないかと。だけれども、今のままじゃ、また農家の人たちが田んぼに入るんでも、今、機械も大型化していますから、その下をくぐって入るのは大変だと言っていますから、何とかそこはもう少し陳情とか何かを含めて取り組みをできないものかというふうに思って質問をしているわけですけども、今までそういう要請というものをやってきたんですか、その辺お尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫忠男君） ただいまのご質問にご答弁を申し上げます。

今までの経過の中で、確におっしゃるとおり、サイホン化というのも当然地域の農家の方にとっては非常にいい内容なのかなということで私も考えておりました。そういう関係もございまして、改良区の局長さんとか査定を担当の職員の方にも、そういう方法は考えられませんかというようなお話はさせていただきました。

改良区のほうからも、設計を請け負っているコンサルのほうにもそのようなお話もさせて

いただいたというような経過はあるそうでございますが、この中で、先ほど申し上げましたが、412メートル復旧すべてが新しいものではないと。無筋だというふうに先ほどおっしゃいましたが、その橋脚についても25本は現在のものを再利用すると。それから、かけひ水路についても、118メートル分については今ある水路を再利用しなさいというような査定の結果というようなこともありまして、なかなか、さらにその再利用区間も一定区間だけではなくて6カ所に分散されていると、そういう復旧の場所の状況もございますので、現況復旧のような形での復旧しかないというような判断になったというようなお話を承っております。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 発注をしたということは、すぐにこれ工期に入るんですか。何か前にちょっと、このマンパワーとか何かの不足のために来年までは間に合わないとかと聞いたんですが、今、工期はどういうふうになっているんですか、その辺の。何月何日までに直すということはまだ決まっていないんですか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫忠男君） ただいまのご質問でございますが、工期については3月28日というようなことで工期をとってございまして、今回10カ所ほど改良区の幹線水路関係の工事を発注しております。この中では、できる限り2月末日で完了させてほしいと。3月に国のほうは通水試験をやるというような予定になっておりますので、できる限り通水試験に間に合わせるような形の工事をお願いしております。ただ、今回ご質問にあります日蓄3号線については、ご質問のとおり、現場で橋脚の現場落ちとかいろいろありますので、こちらについてはその2月末までは間に合わないの、3月の工期いっぱいの中で終わらせていただくようなことで、業者さんのほうとも今、工程の打ち合わせをしているというような状況であります。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 農家の声をもう少しやっぱり取り入れて、その希望をかなえるように、これからではやはり難しいのかとは思いますが、努力をいただけたらということを最後に要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君の一般質問はこれまでとします。

以上をもって通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

◎休会について

○議長（渡辺定己君） お諮りいたします。

議事の都合により、明日12月9日は休会としたいと思います。

これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、明日12月9日は休会することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（渡辺定己君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時13分

平成23年第2回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

平成23年12月12日(月)午前10時開議

- 日程第 1 議案第25号 平成23年度鏡石町一般会計補正予算(第7号)
日程第 2 議案第26号 平成23年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
日程第 3 議案第27号 平成23年度鏡石町介護保険特別会計補正予算(第2号)
日程第 4 議案第28号 平成23年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
日程第 5 常任委員会閉会中の所管事務(合同)調査の申出について
日程第 6 議会運営委員会閉会中の所管事務調査の申出について
日程第 7 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について
日程第 8 議案第29号 駅中央線外道路災害復旧工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	円谷 寛 君	2番	古川 文雄 君
3番	菊地 洋 君	4番	長田 守弘 君
5番	小林 政次 君	6番	畑 幸一 君
7番	井土川 好高 君	8番	大河原 正雄 君
9番	今泉 文克 君	10番	仲沼 義春 君
11番	木原 秀男 君	12番	渡辺 定己 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	遠藤 栄作 君	副町長	助川 浩一 君
総務課長	今泉 保行 君	税務町民課長	関根 学 君
健康福祉課長	高原 芳昭 君	産業課長	柳沼 英夫 君
都市建設課長	小貫 忠男 君	上下水道課長	圓谷 信行 君
教育 長	高原 孝一郎 君	教育課長	木賊 正男 君

者長
會長
會長
會長
管理
室員
委員
委員
會計
出納
教育
委員
委員
委員
兼
教
委
農
業
會

八 卷 司 君
吉 田 栄 新 君
菊 地 栄 助 君

農 業 委 員 會 長
事 務 局 管 理 長
選 舉 委 員 會 委 員

飛 沢 栄 四 郎 君
西 牧 英 二 君

事務局職員出席者

議 會 事 務 局 長
議 局

吉 田 賢 司

副 主 幹

相 樂 信 子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（渡辺定己君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。
なお、議事の都合上、ただいまより休議に入ります。

休議 午前10時01分

開議 午前11時01分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（渡辺定己君） 初めに、追加議案1件が12月9日に提出されておりますので、本日の議事運営について議会運営委員長の報告を求めます。

8番、大河原正雄君。

〔議会運営委員長 大河原正雄君 登壇〕

○8番（議会運営委員長 大河原正雄君） おはようございます。

先般の12月9日に全協、議運が開かれまして、第2回の追加議事日程が決まりましたので報告いたします。

第2回鏡石町議会定例会議事日程（第3号）の追加1、平成23年12月12日月曜日、午前10時開議。日程、番号、件名の順で報告いたします。

第8、議案第29号 駅中央線外道路災害復旧工事請負契約の締結について。

以上で報告を終わります。

○議長（渡辺定己君） 議会運営委員長の報告のとおり、追加議案1件を本日に追加して審議することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、追加議案1件を本日に追加して審議することに決しました。

本日の議事は、議事日程第3号の追加1により運営いたします。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第1、議案第25号 平成23年度鏡石町一般会計補正予算（第7号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（吉田賢司君）〔第25号議案を朗読〕

○議長（渡辺定己君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、助川浩一君。

〔副町長 助川浩一君 登壇〕

○副町長（助川浩一君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第25号 平成23年度鏡石町一般会計補正予算（第7号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、東北地方太平洋沖地震を受けての道路等応急復旧工事、台風15号による公共土木及び農業施設被害への災害復旧工事、さらには第一小学校校舎改築に係る基本設計業務委託等に係る経費が主なものでございまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億546万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億5,414万8,000円とするものでございます。

第2条の地方債の補正につきましては、20ページの第2表の1といたしまして、社会教育施設等災害復旧事業債を追加するとともに、第2表の2としまして、県営成田地区経営体育成基盤整備事業外5事業に係る限度額を記載のとおり増額変更するものでございます。

詳細につきましては、21ページからの事項別明細書に基づきご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○副町長（助川浩一君） 以上、提案理由のご説明を申し上げました。ご審議をいただきまして、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） ただいま一般会計の補正予算の説明をいただいたところですが、4点ほどお伺いいたします。

まず第1点は、歳入の部分になりますが、29ページで100番の太陽光熱発電充電金として20万円ほど計上になりましたが、これは勤労青少年ホームの太陽光の売電代かなというふうに思うんですが、これはいつからいつまでの売電金額であって、そして年間の売電がどのくらいにトータルでなってくるのか、それらについて第1点をお伺いします。

あと第2点は、次の31ページのここで11節の需用費の部分で、境西団地不同沈下対策2次調査業務委託ということで200万円ほど計上になっているんですが、これ第2次調査とい

うのはどのような内容であったのかお伺いいたします。

あと3点目は、35ページのほうになります。この13節委託料ということで、子ども手当電算処理委託料として69万9,000円ほど計上になっています。この子ども手当の支給の時期というのはいつごろになるのか。実は開会初日の町長説明の中でも、今年度の10月から手当額が改正になってきているようでございますが、そこで10月から改正になってきて、今この手当の電算処理の委託が出るというのは、ちょっと時期的に何か随分遅いのかどうか、時期はいつなのかをお伺いさせていただきます。

あと4点目は、49ページの第一小学校の文教施設災害復旧工事の公立学校ですか、委託料として2,100万円ほど設計業務委託が発生しております。これはただいま一小改築に係る設計の業務委託だというのですが、どの程度まで設計業務委託というのはされるのか、もう少し細部についてお尋ねいたします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 質疑に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 高原芳昭君 登壇〕

○健康福祉課長（高原芳昭君） 9番、今泉文克議員の質問にご答弁申し上げます。

健康福祉課関係ですと、1点目と3点目ということですが、第1点目でございますが、太陽光発電の売電金ということで、いつからかと年内のトータルというお尋ねでございますが、今回の補正額20万円につきましては、平成23年4月から10月末までの発電の売電分ということで計上してあります。

年内のトータルということですが、前期、後半で分かれておりまして、後半についてこれからの発電量ということがございますので、数字的には出ておりませんので、そちらにつきましては、また改めてという形になりますので、現在までの部分としての計上分ということがございます。

次に、子ども手当の支給日というお尋ねでございますが、この子ども手当につきましては、平成22年6月から支給という形になっておりまして、このたび10月から制度の改正がありました。今回の支給につきましては、10月からの支給につきましては来年2月、いわゆる10月、11月、12月、1月分の4カ月について来年2月の支給ということがございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 総務課長。

〔総務課長 今泉保行君 登壇〕

○総務課長（今泉保行君） 9番議員のご質問の中で、31ページにあります境西団地地不同沈下対策第2次調査業務委託の件についてのご質問にご答弁申し上げます。

このたびの第2次調査につきましては、第1次調査につきましては、いわゆる各世帯等のアンケート調査を実施したところであります。今回の2次調査ということにつきましては、境団地の一角である明らかになりました不動沈下の原因、範囲等を明らかにするためにボーリング調査を実施するものでございます。中身につきましては、スウェーデン式サウディングが5カ所、それから機械ボーリングが3カ所というような予定で積算をしたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 教育課長、木賊正男君。

〔教育課長 木賊正男君 登壇〕

○教育課長（木賊正男君） 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

私からは49ページにございます災害復旧費、4項の文教施設災害復旧費のうち1目公立学校施設災害復旧費の中で、第一小学校に係ります設計業務委託2,100万円の件でございますが、設計の範囲というお尋ねでございますけれども、今回第一小学校の改築に当たりましての基本的な設計というふうなことでございまして、実施設計に係りますその前段の設計を予定してございます。

本校につきまして取り壊しもございますし、それから新たに建てかえというふうなことになりますので、そちら含めまして基本設計というふうな形で考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 質疑はありませんか。

9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 子ども手当の電算処理委託なんですが、これ10月から変わって4カ月分が2月支給になるということで、それで委託料として全部国のほうから69万9,000円ほど来ていると思うんですね。何かこの議会の開会中の9日の日に、新聞では今度は2012年度以降は新たに4,000円というふうなことで、また変わってくると思うんですね。

そうしますと、これは国が出す金だから気にすることないのかもしれないけれども、全国1,700の市町村がこんなふうにしてやっていったら、これだけでも簡単に単純計算で12億円ほど国が銭使うわけですけども、また新年度になったら変わって4,000円ということになってくると、そうすると、また新たにこういうふうな金の使われ方が国のほうではされるのかなと思うんですが、何か子ども手当が4カ月に一度で支給になるところなんですか。

それから、システムの変更がまた新たに来年は必要になってくるのか、4,000円になるということになると。その辺を再度お伺いをいたします。

あと、第一小学校のほうの設計業務委託ということは、実は公には鏡石の広報でも検討委

員会からの報告案件が記載されたのが全町民に配布になって、提言書の内容が配布になりました。

あと、それから去る11月28日の全協においては、町のほうから第一小学校改築に関する町基本方針についてということで1枚の文書が出されて、それからその内容についてこうなっているんですが、今までの話を総轄してみますと、第一小学校をいち早くつくらなくちゃならないというふうなことが前段に強く出てきているような気がします。

確かに早急につくることも大事なことなんですが、ここで我々議会の中で考えたときに、第一小学校の改築というだけを考えればいいのではなくて、町の教育行政、学校教育の小学校の部分のあり方についてということをもっと我々は議論しなくちゃならないし、それから町当局のほうからも、これらについては方向とかそういうやつを提言書なり、それから基本方針を私どもに渡すときに、こういうふうな小学校教育にしていくんだというものがもっと強く出てこなくちゃならないと思うんです。ということは、前も申し上げたことはあるんですが、現在、この資料にもあるように、子どもたちが非常に減少しております、少子化になってきておまして。それから、我が町の人口も今をピークにどんどん減少するというふうな位置づけの中で、少子化が叫ばれてきます。

そのときに、この第一小学校を改築すればいいのかというふうなことをもっともっと議論しないで、位置を決定したり、あるいは規模を決定したりということはいかがなものなのか、これについては教育全体のことでありますから、児童数の大幅な減少を見たりしますと、その辺についてもっと教育的見地から我々議員のほうに説明が必要ではないかというふうに思うわけでございます。

ましてや、この第一小学校校舎の改築検討委員会ということの提言が出ておまして、これがこうなりますと、全体的な教育のことを唱えるのではなくて、一緒に校舎だけのことでどうしても話が見えるような気がしますので、その辺教育委員会の中からのご意見も踏まえて、もう少し説明をいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質疑に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 高原芳昭君 登壇〕

○健康福祉課長（高原芳昭君） 今泉議員の再質問にご答弁申し上げます。

子ども手当の支給日ということでございますが、こども手当の支給日につきましては、法で定められておまして、毎年6月、10月、2月という形での支給日ということになっております。来年度、改正された場合にはというお尋ねございましたが、当然今回上程しております補正予算につきましては、子ども手当の電算処理委託ということで、支給額等の変更に伴いまして、電算業務のシステム等を改修しなくちゃならないということがございました。

ので、今回、10月からの制度ということで、その後の支給、10月、11月、12月、1月につきまして2月に支給ということでございますので、制度改正に伴いまして、補正を受けまして、システムを改修するというので、2月の支給までに間に合わせるという形の委託の業務内容でございます。

来年度、もし制度的にまた変われば、当然システム等の改修が必要になるかと思いますが、なった段階での指導的な部分が来るとは思いますが、変更になればまた改めてのシステムの改修は必要となります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 教育課長。

〔教育課長 木賊正男君 登壇〕

○教育課長（木賊正男君） 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

第一小学校の改築に係りましてのこれまでの検討というふうなことでありますけれども、本件につきましては、第一小学校改築に係ります改築検討委員会という形で去る9月21日から4回にわたりましての検討を重ねてまいりました。

本資料につきましても、議員の皆様にはお配りをさせていただいておりますけれども、本町におきます小学校教育の現状、そして議員からございました小学校の児童数の推移というふうなことで推定も資料としてお配りをさせていただいております。現在のところの推移の中では、確定しているのが29年度までというふうなことで、本年産まれた子供さんが1年生に入るというふうな状況の推定もございますけれども、その減少傾向も踏まえながら、検討を進めてきたところでもございます。

そういった中で、4回の協議の中では、各委員さんの中でお話が出てまいりましたのが、災害復旧のための今回改築なのか、それとも50年先の改築なのかでは、議員さん申し上げたように、議論の中身が異なってくるのではないかというふうなご意見もございました。まさにそのとおりでありまして、本町では現行の第4次総合計画の中でも老朽化する第一小学校の改築の向けての考え方が震災前に問われてきたところでありまして、この件については耐震化、または体力度調査等も重ねながら改築に向けて着々と進めてはきたわけではありますが、今回、3月11日の震災を境にしまして、災害復旧に係ります工事が優先するのではないかというふうなことでありますので、現在のいわゆる仮設校舎で勉強している子供たちの教育環境をいち早く改善していくのが大事なのではないかというふうなご意見の中から、過般、町の方針の中でも出てまいりましたように、現在一、二というふうなご意見になったように考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

1 番、円谷寛君。

〔1 番 円谷 寛君 登壇〕

○1 番（円谷 寛君） ただいまの補正予算について若干質問をさせていただきます。

この補正予算の中に数カ所成田地区の圃場整備関連の補正予算が出ておりますけれども、この震災の中で成田の圃場警備計画のスケジュールと申しますか、年次計画、工程表というんですか、そういうものが変更になっているのかどうなのか、それとも基本どおり工事は進捗するのかどうなのか、その辺ちょっとお尋ねをしたいと思うんです。よろしくお願ひします。

○議長（渡辺定己君） 産業課長。

〔産業課長 柳沼英夫君 登壇〕

○産業課長（柳沼英夫君） 1 番議員のご質問にお答え申し上げます。

今回の補正で事業費が上がった件でございますが、事業の前倒しと若干の災害による補修のための補正でございます、全体的なスケジュールに変更があると聞いております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

11 番、木原秀男君。

〔1 1 番 木原秀男君 登壇〕

○1 1 番（木原秀男君） 補正予算41ページですが、災害対策費のスクールバス運行业務委託△264万6,000円と、こういうふうになっていますが、これ何で△なのか、教えて説明願ひます。

○議長（渡辺定己君） 質疑に対する答弁を求めます。

教育課長。

〔教育課長 木賊正男君 登壇〕

○教育課長（木賊正男君） 11 番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

41ページの9款消防費、1 項消防費、5 目災害対策費の教育費の分でございますが、スクールバス運行业務委託264万6,000円の減額でございます。こちらご承知のとおり、第一小学校の子供たち1 学級については、第一小学校から第二小学校、それから構造改善センターのほうにスクールバスで運行させていただきました。そちらの業務が確定いたしました関係から、当初の予算ですと693万円を計上しておりましたが、428万4,000円という金額で確定いたしましたので、その残額を減額するものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第25号 平成23年度鏡石町一般会計補正予算（第7号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（渡辺定己君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第2、議案第26号 平成23年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、関根学君。

〔税務町民課長 関根 学君 登壇〕

○税務町民課長（関根 学君） ただいま上程されました議案第26号 平成23年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、東日本大震災被災者の窓口での一部負担金の免除等による一般退職費保険者等の療養給付費の増額により、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,069万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億1,407万9,000円とするものであります。

内容につきましては56ページの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○税務町民課長（関根 学君） 以上、議案につきましてご説明申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第26号 平成23年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第3、議案第27号 平成23年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、高原芳昭君。

〔健康福祉課長 高原芳昭君 登壇〕

○健康福祉課長（高原芳昭君） ただいま上程されました議案第27号 平成23年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、保険等の介護給付費負担及び介護サービス等の保険給付費等の実績に変更が生じたことから、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,107万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4,114万8,000円とするものであります。

詳細につきましては、68ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○健康福祉課長（高原芳昭君） 以上、ご説明を申し上げました。ご審議をいただき、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより採決に入ります。

議案第27号 平成23年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第4、議案第28号 平成23年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、圓谷信行君。

〔上下水道課長 圓谷信行君 登壇〕

○上下水道課長（圓谷信行君） ただいま上程されました議案第28号 平成23年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、県中流域下水道の22年度の維持管理負担金の精算、それから東日本大震災に係る復旧工事の建設負担金、続いて維持管理負担金に係る補正の増額でございまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ272万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億9,387万円とするものでございます。

内容につきましては、84ページの事項別明細書により説明をいたします。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課長（圓谷信行君） 以上、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議いただき

まして、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第28号 平成23年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

昼食の時間ですが、審議を続行します。

◎常任委員会閉会中の所管事務（合同）調査の申出について

○議長（渡辺定己君） 日程第5、常任委員会閉会中の所管事務（合同）調査の申出についての件を議題といたします。

両委員長から会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務（合同）調査実施の申し出があります。

お諮りいたします。

両常任委員長からの申し出のとおり、所管事務（合同）調査を実施することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、両常任委員長からの申し出のとおり、両常任委員会の所管事務（合同）調査を実施することに決しました。

◎議会運営委員会閉会中の所管事務調査の申出について

○議長（渡辺定己君） 日程第6、議会運営委員会閉会中の所管事務調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査実施の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長から申し出のとおり、所管事務調査を実施することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、議会運営委員会の所管事務調査を実施することに決しました。

◎議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

○議長（渡辺定己君） 日程第7、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第8、議案第29号 駅中央線外道路災害復旧工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（吉田賢司君） 〔第29号議案を朗読〕

○議長（渡辺定己君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、小貫忠男君。

〔都市建設課長 小貫忠男君 登壇〕

○都市建設課長（小貫忠男君） ただいま上程されました議案第29号 駅中央線外道路災害復旧工事請負契約の締結につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの工事請負契約につきましては、3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により被災した岡の内の道路歩道や排水路等などの復旧工事を行うための工事請負契約締結で、去る12月5日に執行した制限付一般競争入札により、契約金額及び契約相手方等が決まりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

請負契約の内容につきまして、1、契約の目的は駅中央線外道路災害復旧工事、2、契約の方法は制限付一般競争入札、3、契約の金額は1億5,508万5,000円、4、契約の相手方は福島県郡山市方八町1丁目1番30号、仙建工業株式会社郡山営業所、所長、菊地昌弘。

以上、ご説明申し上げます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第29号 駅中央線外道路災害復旧工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（渡辺定己君） 以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

◎町長あいさつ

○議長（渡辺定己君）　ここで、招集者から閉会に当たりあいさつがあります。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君）　閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

第2回鏡石町定例議会において提案いたしました議案につきまして、慎重にご審議をいただき、いずれも原案どおり議決を賜り、まことにありがとうございました。

会期中、議員各位から賜りましたご高言等につきましては、十分にこれを尊重し対応いたしまして、町政執行に遺憾なきを期してまいりたいと考えております。今後とも、議員の皆様には、町政進展のため、一層のご活躍をご祈念申し上げる次第であります。

寒さも一段と厳しさを増してまいりました。年末年始の何かと忙しい季節でもありますが、議員の皆様にはご自愛をいただき、ますます健勝にてご精励を賜りますようお願い申し上げ、閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（渡辺定己君）　これにて第2回鏡石町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会　午後　零時10分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成23年12月12日

議 長 渡 辺 定 己

署 名 議 員 井 土 川 好 高

署 名 議 員 大 河 原 正 雄

署 名 議 員 今 泉 文 克

鏡石町議会会議録

参考資料目次

議案等審査結果一覧表	1
町長提出議案	2
議案第17号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2
議案第18号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	8
議案第19号 鏡石町育英資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について	10
議案第20号 須賀川地方保健環境組合事務の事務委託について	11
議案第21号 公の施設の指定管理者の指定について	13
議案第22号 公共下水道災害復旧工事（久来石・上町小分区）請負契約の締結について	14
議案第23号 公共下水道災害復旧工事（不時沼・鏡沼・高久田・大池小分区）その1 請負契約の締結について	15
議案第24号 公共下水道災害復旧工事（旭・緑小分区）請負契約の締結について	16
議案第25号 平成23年度鏡石町一般会計補正予算（第7号）	17
議案第26号 平成23年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	22
議案第27号 平成23年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第2号）	24
議案第28号 平成23年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	26
議案第29号 県中央線外道路災害復旧工事請負契約の締結について	28

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	会議の結果
議案 第17号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定 について	23.12.7	可決
議案 第18号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部 を改正する条例の制定について	23.12.7	可決
議案 第19号	鏡石町育英資金貸付条例の一部を改正する条例の制定 について	23.12.7	可決
議案 第20号	須賀川地方保健環境組合事務の事務委託について	23.12.7	可決
議案 第21号	公の施設の指定管理者の指定について	23.12.7	可決
議案 第22号	公共下水道災害復旧工事（久来石・上町小分区）請負 契約の締結について	23.12.7	可決
議案 第23号	公共下水道災害復旧工事（不時沼・鏡沼・高久田・大 池小分区）その1請負契約の締結について	23.12.7	可決
議案 第24号	公共下水道災害復旧工事（旭・緑小分区）請負契約の 締結について	23.12.7	可決
議案 第25号	平成23年度鏡石町一般会計補正予算（第7号）	23.12.12	可決
議案 第26号	平成23年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算 （第3号）	23.12.12	可決
議案 第27号	平成23年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第2 号）	23.12.12	可決
議案 第28号	平成23年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算 （第3号）	23.12.12	可決
議案 第29号	駅中央線外道路災害復旧工事請負契約の締結について	23.12.12	可決